

砥 部 町 議 会
平成 2 4 年 第 3 回 定 例 会
会 議 録

平成 24 年第 3 回定例会（第 1 日） 会議録

招集年月日	平成 24 年 9 月 12 日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成 24 年 9 月 12 日 午前 9 時 30 分 議長宣告		
応招議員	1 番 佐々木隆雄 4 番 大平弘子 7 番 政岡洋三郎 10 番 土居英昭 13 番 中村茂 16 番 三谷喜好	2 番 森永茂男 5 番 西岡利昌 8 番 栗林政伸 11 番 宮内光久 14 番 中島博志	3 番 松崎浩司 6 番 山口元之 9 番 西村良彰 12 番 井上洋一 15 番 平岡文男
不応招議員	なし		
出席議員	出席議員は、応招議員の 16 名		
欠席議員	なし		
地方自治法 第 121 条第 1 項の規定によ り説明のため 会議に出席し た者の職氏名	町 長 中村 剛志 教育長 佐野 弘明 企画財政課長 松下 行吉 会計管理者 東岡 秀樹 志 介護福祉課長 重松 邦和 産業建設課長 萬代 喜正 広田支所長 丸本 正和	副町長 佐川 秀紀 総務課長 原田 公夫 戸籍税務課長 辻 充則 教育委員会事務局長 坪内 孝 保険健康課長 大野 哲郎 生活環境課長 日浦 昭二	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 正岡 修平		
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。		
議員の指名	9 番 西村良彰 10 番 土居英昭		
傍聴者	13 人		

平成 24 年第 3 回砥部町議会定例会議事日程 第 1 日

・開 会

・開 議

日程第 1 行政報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 一般質問

・散 会

平成 24 年第 3 回砥部町議会定例会

平成 24 年 9 月 12 日（水）

午前 9 時 30 分開会

○議長（政岡洋三郎） 現在の出席議員は 16 人です。定足数に達していますので、平成 24 年第 3 回砥部町議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。



日程第 1 行政報告

○議長（政岡洋三郎） 町長あいさつ及び日程第 1 行政報告を行います。中村町長。

○町長（中村剛志） 9 月定例会の開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては残暑厳しい折、また公私ともに何かとお忙しい中、ご提案させていただきました重要案件につきまして、ご審議を賜りますことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。この夏は電気の使用量に気遣いながらの日々が続きましたが、これからは台風による災害が心配される季節となります。このような中、防災の日の 9 月 1 日には、砥部小学校を主会場に、近い将来発生が懸念される東南海・南海地震を想定し、町の総合防災訓練を実施いたしました。今後も住民が安心して暮らせるよう、防災施策を充実するとともに、住民の防災意識の高揚を図って参りたいと思います。さて、国におきましては消費税増税関連法案が成立いたしました。参議院での首相問責決議案の提出後、野党の審議拒否により国会が空転し、今後の国の予算執行に不可欠な公債発行特例法案や衆議院選挙制度改革関連法案などの重要課題の審議がなされないまま、国会が閉会いたしました。そのため、国において 24 年度予算の執行抑制のために、自治体に配分予定の地方交付税の支払いの一部が先送りされ、地方自治体の財政運営や国民生活に支障をきたす状況となっております。それに加えて、尖閣諸島問題や竹島問題や韓国大統領によります天皇関連発言など、今までに経験したことのないような外交問題が発生しております。いずれにいたしましても、停滞する国政に対する不信感、失望感が日増しに高まっております。やはり、ここは、国民に信を問う必要があるのではないかと考えています。何かと話題の多かったロンドンオリンピックも閉幕いたしました。開催中は悲喜こもごも、いろいろなドラマがありました。そのような中、日本も金メダルこそ目標を下回りましたが、メダルの数は 38 個と史上最高の数字となりました。特に女性の活躍が目立ったオリンピックであったように思います。平成 29 年には、愛媛県でも国体が行われます。砥部町では、バドミントン競技が実施されることになっており、これから開催までに準備万端整えていかなければならないと考えております。さて、私も合併後 2 期目の町政に携わらせていただきましたが、残る任期も 5 カ月を切りました。砥部中学校の改築事業も順調に進んでおり、12 月には完成する予定となっております。

また、念願でありました「民話の里ひろた物語」につきましても、予定どおり11月の陶街道文化まつりには、披露できるものと思っております。広田地域の良さや魅力を知っていただき、多くの人に訪れていただきたいと思います。それでは、今定例会に提案させていただきました議案について申し上げます。報告が3件、町道路線の認定に関する議案が1件、条例の改正に関する議案が1件、補正予算に関する議案が5件、剰余金の処分に関する議案が1件、平成23年度会計の決算承認が11件で、合わせて22件の議案のご審議をお願いしております。内容につきましては、議案審議の場で詳細にご説明申し上げますので、ご議決いただきますようよろしくお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。なお行政報告は、この後副町長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 佐川副町長。

○副町長（佐川秀紀） それでは平成24年6月定例会以降の行政報告を行います。お手元の行政報告書をご覧ください。まず総務課関係でございますが、マイクロバス購入を、7月23日入札の結果、愛媛日産自動車株式会社アミックス森松店が504万円で落札をいたしました。納入期限は10月31日となっております。次に山並公園隣接町有地にある支障木を随意契約により、株式会社グリーンキーパーと236万3千円で契約し、7月31日に伐採を完了しました。次に危機管理関係ですが、災害時に孤立する恐れがある広田地区、ひろた交流センター、高市小学校、玉谷小学校に、災害救助用の毛布と食糧を備蓄しました。内訳は、備蓄毛布210枚、事業費78万2千円。備蓄食糧アルファ米750個、缶詰1,080個、事業費は32万7千円でございます。続きまして、6月21日、全国瞬時警報システムを庁舎内の放送に接続し、緊急情報を自動で放送できるようにいたしました。事業費は27万3千円でございます。続きまして、9月1日、砥部小学校を主会場に町内の自主防災組織や消防団など10機関383人が参加し、近い将来発生が懸念されている東南海・南海地震を想定した砥部町総合防災訓練を実施いたしました。町民の皆さまの多くが参加いただき、防災意識の高揚につながったと思っております。2ページへお進みください。続きまして企画財政課関係でございますが、6月18日から8月20日までに22件の入札を実施いたしました。設計金額の総額2億5,908万円、契約総額2億1,444万円、落札率は82.7%となっております。詳細につきましては記載のとおりですので省略をさせていただきます。続きまして戸籍税務課関係でございますが、平成27年度の固定資産評価替えに向け、固定資産税の適正かつ公平な課税事務を行うため、市街地宅地評価法路線価方式を導入いたします。システム構築につきまして、6月18日入札の結果、株式会社富士建設コンサルタントが4,042万5千円で落札をいたしました。業務期間につきましては、記載のとおりでございます。続きまして介護福祉課関係でございますが、宮内幼稚園園舎耐震等補強整備工事を7月2日入札の結果、大和コンストラクション株式会社が4,998万円で落札をいたしました。工期は10月31日となってお

ります。8月末現在の進捗率は28%でございます。宮内幼稚園園舎耐震補強等整備工事の監理業務を、随意契約により株式会社エス・アクシスと89万3千円で契約いたしました。3ページへお進みください。産業建設課関係でございますが、とべ温泉の開館19周年を記念して、8月2日から8日までの7日間、砥部町の特産品などが当たる抽選会を実施し、日頃のご愛顧に感謝をいたしました。期間中は、2,404人の方に訪れていただき大変賑わいました。砥部焼新潟展が、6月28日から7月1日までの4日間、新潟市の「万代シティホール リターナ」において開催され、約1,000人の方々にご来場いただき、1,200点を超える砥部焼を購入していただきました。開会セレモニーや展示即売会を通して、砥部と新潟の文化交流を図るとともに、初めて手にする砥部焼に興味や関心を持っていただき、砥部焼のPRにつながりました。次に町民農園の関係でございますが、町民農園「とべ陶街道ふれあい農園」に13人の利用申請があり、8月28日に利用区画の抽選と利用方法や栽培管理の説明を行い、22区画中17区画の利用を決定いたしました。9月1日に開園をし、利用者が耕作を開始しています。続きまして生活環境課関係でございますが、下水道接続による上野集中合併浄化槽解体舗装工事を実施をいたしました。解体工事は有限会社大野組が、舗装工事は四国道路株式会社が実施し、8月31日完成をいたしております。続きまして公共下水道関係でございますが、8月24日現在の公共下水道接続状況ですが、公共ます設置戸数740戸、接続戸数477戸、接続率は約64%となっております。続きまして下水道の関連工事につきましては、23年度からの繰り越し分3件、24年度事業2件の工事を実施いたしており、いずれも順調に工事が進んでおります。4ページへお進みください。続きまして教育委員会事務局関係でございますが、砥部中学校の改築工事につきましては、普通教室棟、特別教室棟、体育館すべての工事に着手し、8月末現在の進捗率は50%となっております。次に砥部学校給食センターボイラー設置工事を7月17日入札の結果、北四国エアコン株式会社が781万2千円で落札し、8月20日に設置を完了いたしました。宮内小学校体育館ステージ等改修工事を7月23日入札の結果、有限会社エイチ・ケイ企画が279万3千円で落札し、8月31日に完成をいたしました。社会教育関係でございますが、文化会館外部外廻り調査工事を株式会社フジタ四国支店が実施し、8月23日に完成をいたしました。文化会館舞台吊物機構改修工事を随意契約により、株式会社三精エンジニアリングと876万8千円で契約し、11月末の完成予定でございます。陶街道ゆとり公園あすなろ山ローラースライダー修繕工事を、6月4日入札の結果、株式会社新開発が318万2千円で落札し、現在工事中でございます。以上で行政を報告を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（政岡洋三郎） 行政報告を終わります。



日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（政岡洋三郎） 日程第2会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番西村良彰君、10番土居英昭君を指名します。



日程第3 会期の決定

○議長（政岡洋三郎） 日程第3会期の決定を議題とします。

おはかりします。本定例会の会期は、去る9月4日開催の議会運営委員会において、本日から21日までの10日間とすることに決定しました。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から9月21日までの10日間に決定しました。



日程第4 諸般の報告

○議長（政岡洋三郎） 日程第4諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ご報告します。

次に監査委員より、7月末現在までの例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。

次に、議員派遣の結果について。去る9月3日に正副議長他6名の議員を派遣し、第2回議会報告会をひろた交流センターにて開催しましたので、ご報告します。

次に委員会の委員派遣について、議会広報常任委員会が7月30日、31日の2日間、第76回町村議会広報研修会に参加し、翌8月1日に埼玉県嵐山町において議会だよりの編集等について研修を行った旨の報告がありました。また、議会運営委員会が8月27日と28日の2日間、神奈川県開成町と寒川町において、議会運営について研修を行った旨の報告がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。



日程第5 一般質問

○議長（政岡洋三郎） 日程第5一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は35分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問をされますよう、議員各位のご協力をお願いします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対し、確認等がございましたら、先にその旨を告げてから発言してください。それでは、質問を許します。1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 1番佐々木隆雄です。今日は2点ほど事前の通告をさせてもらっております。まず1点目は、6月の定例会の中で全国一斉に小学校対象の通学路点検を行うという旨の回答が、教育長の方からありました。その後どのような状況になっているのか、そして、実際に点検をした結果、具体的にこの場所でこのような危険なところがある、対応はどうしたらいいんだろうというふうなことについて、すでに検討もされているかと思いますが、その中身について、教育長の方にお伺いするのが第1点目です。それから第2点目は、このちょうど国会情勢なんかも非常に流動的なところもありまして、私がこの通告を出した時点ではまだ決まってないこともいくつかありました。とりあえず18日でしたか、締め切りでしたので、その時点での状況がまず消費税増税と社会保障一体改革の関連法案の1つとして、子ども子育て新システム関連法案が第180回通常国会に提出されました。これ3つの法案が基になってたんですが、その中で、子ども子育て支援法、関係法律の関係整備法というのが修正も含めて成立をいたしました。総合こども園が通告の時点ではまだ審議中ということでありました。現在は総合こども園は撤回をされております。その代わりに、就学前の子供に関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法という法律なんです。これの改正が行われました。通告の当時と状況が変わっているというふうに申し上げましたが、そういうことで、事前に通告しております3点の中身の中から、1点に絞って町長の方にお尋ねをしたいと考えております。この新システムの最大の特徴とも言える市町村の責任で保育を実施する仕組み、そういうものから直接契約と直接補助、これは保護者や事業者ですね、との関係の制度の切り替えが子ども子育て支援法の修正ではまだ維持をされております。ただし、児童福祉法第24条の改正の中にですね、保育所についてのみ市町村の責任で保育がなされ、補助も民間保育所にはその間委託費を自治体から支給するというそういう改正が行われました。これは、全国の多数の保育者団体、保護者団体、そういう方たちの強い反対運動や、政党の中でも自民党の方々もこういうものに反対をしておりました。そういうふうな背景もあって、正確ではありませんが、全国で300の自治体から反対の意見書の提出があった、そういうふうな結果の表れでこの市町村の責任で保育を実施するという表現が残されたんだろうというふうに思います。そういうふうなことで、この市町村の保育実施義務のあるかないか、それが新保育システムの最大の争点であったわけですが、市町村が保育の実施、それからその水準の確保、さらには費用に責任を持つなど、公的な保育制度を堅持するということについて、今後のことも含めて、町長がどのようにお考えなのか、これについてお尋ねしたい。以上2点でございます。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただいまの佐々木議員さんのご質問にお答えをいたします。初めに、通学路一斉点検結果と、具体的な対応についてのご質問ですが、私のあと教育長の方から答弁をいたしますので、よろしくお願いをいたします。それで

は、保育新システムについてのご質問でございます。私が今後そのことについてどうするかということでございました。まず「自治体の保育実施責任」について、改正児童福祉法で、「市町村は、保育を必要とするすべての子どもに対して保育を確保する措置を講じなくてはならない。」と、市町村の役割・責任を明確にしております。したがって、保育制度は現行どおり、行政の主導で推移するものと思われれます。また、保育の必要性の認定や、施設事業の利用については、今後も市町村が調整を行うため、保育条件は個々の実情に即したものになると考えております。そして、保育の質を確保するため、保育施設が基準を満たしているかどうか、行政が定期的にチェックをしていく必要があると考えております。今後は、保育のニーズ等に対応し、保育の質の向上に努めていくとともに、魅力ある保育を推進すべく町の役割を果たして参りたいと考えております。従いまして、補助金等につきましても、従来を踏襲して、子どもたちのために町として頑張っていくということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。続きまして、教育長が答弁いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（政岡洋三郎） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 佐々木議員さんのご質問にお答えをいたします。「通学路一斉点検の結果と具体的な対応」ということについてのご質問でございまして、点検につきましては、先月、8月の21日と24日の二日間、あらかじめ各小学校が抽出しておりました通学路の危険と思われる箇所、全部で18カ所ございましたけれども、これについて、教育委員会、学校、警察、道路管理者等による合同の点検を実施いたしました。状況としましては、歩道に草木が張り出してきておるとか、あるいは交通量が多いけれども歩道がない、見通しが悪い、あるいはまた白線が消えかかっているということなどで、現地を確認し、対策について話し合いをいたしました。今後の具体的な対応策についてでございますけれども、警察や道路管理者と協議のうえ決定するということになるわけですけれども、草木の伐採でありますとか清掃、また各種ラインの引き直し、注意を喚起する看板の設置、こういったことを検討をしておるところでございます。今後とも、各機関と連携し、併せまして地域の皆様方のご協力も頂きながら、通学路の安全確保に努めて参りたいと考えておるところでございます。なお、現段階で現在の通学路の変更と言うことには至っておりません。以上で佐々木議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 教育長の方にお尋ね致します。私もあの、事務局の方に行きまして、このデータをいただいて参りました。8月21日が町道で、24日が県道ということでございますが、具体的に指摘されてるのが町道の場合で、麻生小学校区で2箇所、宮内小学校の関係で7箇所、同様にして砥部小1、広田2、県道については麻生小が1、宮内が3、砥部が2、広田1ということで相対的には宮内の小学校の関係のところ指摘箇所が特に多いというふうにもまず1点はこの

データから読み取れます。それでいくつかお聞きしたいことがあるんですが、先ほどの点検メンバーの中に、いわゆるその保護者がどれぐらい関わってたんだらうかというふうなことが少しわかりにくかったと思います。具体的に保護者の方がどのぐらい参加があったのかなというふうなものと、もう1つはですね、休み期間中ですよ。夏休み期間中ということ、それから実際に点検した時間が、例えば一番早いところで朝の9時10分からで、最後まで12時から1時ぐらいにかけてということで、基本的な子どもの通学登校時間帯ではない時間帯に実際にはこれ、チェックをされております。時間的にも1箇所大体15分ということになってるようなんですけども、その中で、非常に交通量が多いという表現もたくさんありますが、具体的に交通量が多いというのは、何を根拠に多いというふうに言われておるのか、これが1つははっきりいたしません。そのへんで、まず今言いましたようにですね、メンバーのこと、それからこの交通量の多いというふうな根拠と言いますか、この辺については、どういうことで交通量が多いというふうにされてるのか、まずお聞きいたします。

○議長（政岡洋三郎） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 佐々木議員さんの再質問にお答えをいたします。まず最初に、保護者が関わって、この点検に保護者が関わっているのかどうかといったこと、関連がありますけども交通量の多さの基準と言いましょか、そういったことだろうと思いますけども、最初に答弁の時に申し上げましたように、あらかじめ各学校が抽出しておる危険箇所ということでございまして、あらかじめ学校が抽出する段階におきましては、保護者も関わっておるというふうには認識しております。学校が毎年年度初めには通学路を一斉点検いたします。その際にも、子どもの通学時間帯に教師、あるいは保護者が同伴で通学路の点検を行うという段階で、交通量等もその際に多いとか少ないとかいうふうなことの判断基準をしたものだというふうには認識をしております。ですから、点検を実施した時間帯の交通量と言うことではございませんので、学校側であらかじめ子どもの通学時を想定した段階での調査をしたものを基に点検をしたということでご理解をいただければと思います。

○議長（政岡洋三郎） 佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 私たまたま町の補導員もしております、補導委員会にもずっとできる限り参加もして、いろんな委員の皆さんの声なんかもお聞きするんですけども、例えば私、麻生校区の出身で、月に1回の当番が原町のフジの交差点、もしくはもう少し下がった原町、何ですかねあれは、あのローソンがあるところのあのバス停のあそこなんですけども、そちらに立ったりしてるんですけども、本当に朝、特にローソンのところは変な四つ角になっておりましてですね、ましてバスが停まったりするとそのバスを追い越そうとしてこちらの方面からはみ出す車があるし、逆に下から上がってくる車は急いで行こうとするだとか、そんな中をですね、車を停めて子どもたちが来れば優先的に通らせてもらってはい

るんですが、実際にやってる私たちも、怖いというふうを感じる時が多々あるんですね。たとえばそういうふうな場所が今回の指摘の中にはないわけなんですね。最初に場所を選ぶにあたっては保護者の声もというふうなことで、選定をされたということなんですが、例えば補導委員会なんかでもそうやって町内各所でですね、月に1回それぞれ皆さんが立って、感じているようなところがやっぱりあるかと思いますが、その辺については、その事務局、補導委員会の方ですね、の事務局と教育委員会の担当部局のところでのすり合わせだとか、事前にされてないようなんですけども、そういうことも大事じゃないかと思うんですが。それについてはいかがでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 安全の確保に、いろんな補導委員会等の意見をというご意見ご質問だったと思います。この2日間の点検を実施した際に、補導委員会の皆様方のご意見というのは頂いて、この段階では頂いてはおりません。また、ただ先ほども申し上げましたように、現在もこの対策について協議中という段階でございますので、それ進めていく中で、まだ日にちの余裕もございますので、補導委員会の皆様方のご意見を聞くということは可能ですから、それはそれで考えさせていただいたと思います。なお、この点検等の結果につきましては、11月末までにそれぞれ警察、教育委員会、道路管理者等が改善方法等の取りまとめを行いまして、それぞれ所管の省庁にそれぞれが報告する、そして予算の措置ができたものから実施していくということになっておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（政岡洋三郎） 佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） この報告書を見てみますと例えば、ラインを引くだとか、というふうな項目が回答されてる箇所が何箇所かあるんですが、これその、やっぱり保護者の方からしましたらですね、1日も早く線をね、引いてほしいだとかいうことがあろうかと思いますが、今の話だとなかなか一定のものがそろわないとできないというふうにも解釈できるような回答だったんですが、すぐできることについて具体的にこの報告、これ全部で19箇所のもがあるんですが、あれば教えてください。この中でですね。

○議長（政岡洋三郎） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 改善方法の早期着手ということでございますけども、例えばですが、改善方法の中に注意を喚起するための外側線の内側に破線状のドットラインを引くというふうなのがあります。こういったことについては、現在の予算の範囲内で実施できようかと思っておりますので、そういった現予算の中で取り組むところについては、早急に所管のところにおいて、やっていただくようお願いをいたしたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（政岡洋三郎） 佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） できることはすぐやっていただくということで、ぜひ進

めてください。あと、これはですね、なかなか町では難しいというところかと思いますが、例えばこの報告書見まして、宮内小学校の5というところで、地図も頂いてるんですが、場所はちょっと省略しますけども、ここではこの自転車、自動車の交通量が多いが、横断歩道もないので出会頭に衝突しそうになる。そういう状況のところがあるというふうに指摘されてます。ところが、改善方法としては、規制ができない、注意看板を設置するというふうな方向性が出されてはいるんですが、規制ができないところについては、これはできないわけですから、むしろそのことを周りのみなさんにどうやって理解をしていただくのか、さらには、じゃあ町として、特に地域住民の方に具体的な協力の要請だとか、あるんじゃないかと思うんですが、その辺については教育長、いかがお考えでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 改善方法の中で規制ができないとか、あるいは道路の構造上の問題でどうしても補導が設置できないであるとかいうふうなところの問題点は、何箇所か起こってこようかと思います。そういったところにつきましては、そこにもございましたように、例えば注意看板を設置するであるとか、線を引き直すであるとか、あるいは今ご指摘いただきましたように、地域の皆様方のご協力をいただいて子どもたちの安全確保していただくということも勧めなければならぬと思います。合わせまして、やはり子どもたち自身にも自分の命は自分で守るんだと、危機管理意識の徹底というふうなことで、ここを通る時には特に注意をなさいよというふうなことで、学校側からもそういう注意を子どもたちもしていかなければならないというふうに思っております。いずれにしても、規制できないだけで放っておくというんじゃないで、取り組むべき方策はやらなければならないというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（政岡洋三郎） 佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 細かいことまだいくつかあるんですが、1つはですね、先ほどあの、最初の答弁の中で通学路の変更については今のところ検討していないというふうなことだったんですが、だからそういう変更を視野に入れた見直しが必要というような箇所がどのぐらいあるのか、というのが1点と、とりあえずその点についてまずお願いします。

○議長（政岡洋三郎） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 通学路の変更と言うことにつきましては、最初に申し上げましたように、今回の点検結果の段階で変更が必要だという箇所の報告は来ておりません。学校側からもそのような話は聞いておりません。現状の通学路の中での改善で対応していくという考え方でございます。

○議長（政岡洋三郎） 佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） あと1点だけお願いします。改善方法の中に、これは主に警察の協力を求めることになろうかと思うんですが、この規制をと言います

か、取り締まりの強化が必要だというふうに、たとえば麻生小学校の3というところでは、指摘もされております。これは具体的にどのようなことが想定されるんでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 改善方法の中の取り締まりの強化ということで、どういう取り締まりかということのご質問だと思いますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたように点検の際に警察も一緒に入っておりますので、警察の方で何らかの交通の取り締まりを強化するというふうに私どもは捉えておりますけれども、現在そこら辺りも合わせて協議中という段階でございます。具体的にこれをこうするというふうな形のものというのは、ちょっとまだ把握はしておりませんが、何らかの形で警察の方で交通規制まではいかななくても、警官がその時間帯要所に立つとか、いうふうな形の取り締まりがなされるのかなというふうに把握をしております。以上でございます。

○議長（政岡洋三郎） 佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） まだこれは今からの具体的ないろいろな手を打つことを含めて検討すべき大事な中身がたくさんあるかと思えます。できる限り速やかにかつ地域のみなさんの協力も得ながら、子どもたちの安全のために、今一度努力をいただきたいというふうに思います。認定保育園、失礼しました。新保育システムの関係では、当初私が申しました公的保育制度について、これは全国的にも大きな争点になってたもんですから、取り上げたんですけども、法律の関係でいきましても、市町村にちゃんと義務があるというふうなことで、町長の方からもそれを法に則ってしっかりやっていくというふうな答弁も頂きました。そういうことで、特に町長の方に質問と言うことではないんですが、1つだけ、最後に言わせていただいて、終わらせてもらったと思うんですけども、この質問の表の中にですね、企業参入促進によって保育の営利化が考えられるというふうな表現をしておりますが、これは答弁は結構なんですけども、私がこれを取り上げたのは、実はいろいろな資料を見ている中で、日弁連がですね、ちょっと提言をしたことがあったもんですから、これは大事なんだろうなというふうに思ったんで、ちょっと紹介をさせていただいたらと思います。現在の保育制度では2000年に規制緩和で企業参入が可能とされ、都道府県の認可が必要であり、補助金は保育以外には使えない等の制限がかけられ、事業廃止にも認可が必要で、補助金の返還も求められる等の規制があります。しかし、新システムの指定制度というところにはですね、株式会社の参入のために、こうした制限を撤廃して、子ども子育て支援法案では、補助金の使途制限などは一切指定されていないというふうに言われております。保育料や補助金から株主への配当や、他事業への流用までが容認されますと。ただし、今回廃案にはなりましたが、総合子ども園だけは配当に充てる割合を政令で定めるというふうになっているというふうなことのようです。そんなことがありましたので、ちょっと気になって当初はこれについても少しお尋

ねもしようかと思ったんですが、主には第1点目の市町村の義務について明言をされましたことで、今回の質問は以上で終了させていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 佐々木隆雄君の質問を終わります。次に、14番中島博志君。

○14番（中島博志） 14番中島博志です。議長の許可をいただきましたので、2点ほど質問をさせていただきます。1点目は、放課後児童クラブ運用について。2点目が集落支援員制度の活用についてであります。さっそくですが、質問に入らせていただきます。放課後児童クラブは、保護者が昼間家庭にいない、小学校に就学している、おおむね10歳未満の子供たちに対し、授業終了後に適切な遊び、生活の場を提供し、その健全な育成を図る目的で創設されたものであります。共働きの家庭が現在一般化する中で、放課後児童クラブの利用を希望する家庭が増えているのが現状です。国は1997年に児童福祉法に基づき、事業として定め、現在必要な地域すべてに整備する方針の下、制度利用拡充を進めています。また、国は2005年から2014年の10年間に学童保育の整備目標を含めた子育て支援のための次世代育成支援行動計画を全ての市町村と都道府県に作ることを義務付けています。当然砥部町においても行動計画策定委員会の元、後期支援計画策定はできているものと考えます。今後さらに子育てと仕事の両立、働く親を持つ子どもたちの安全安心の生活の場として、学童保育に関わる児童クラブの必要性は高まるばかりです。砥部町においては、砥部、宮内、麻生の各小学校では、児童クラブの運用が現在実施されています。しかしながら、広田地区3校、玉谷、広田、高市、各小学校では未だに運用がなされていません。同じ砥部町の子供として、地域実情に合わせたクラブ利用の環境整備を願いたいと思いますが、町長のご所見をお伺いいたします。

次に、2点目でございます。ご承知のように、集落支援員制度は過疎地域が抱える問題や必要な対策を住民視点で迅速また的確に集落点検の把握ができるとし、専属的支援員を確保することにより、過疎集落の支援策や活性化策など、地域再生に向け、大きな期待ができるものとされています。財政支援においても、総務省は支援員を雇用する市町村への特別交付金を配分するとし、さらに集落点検に関わる費用についても、支援の対象となり、集落点検の結果に基づいて住民と支援員が共同して取り組む地域活性化策の必要経費についても、財政の支援を検討するとしています。急速に進む過疎集落への要望、維持、再生に向けた早急な活用すべき制度と考えますが、集落支援制度の導入について、町長のご所見を伺います。以上2点についてご質問をいたします。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただいまの中島議員のご質問にお答えをいたします。初めに、放課後児童クラブ運用についてのご質問でございますが、現在放課後児童クラブは愛媛県の放課後児童健全育成事業補助金を主な財源として、砥部、宮内、麻生の3小学校で実施をしております。ご指摘のとおりでございます。この県の

補助金は参加児童数が10人以上という基準がございます。広田地区においては基準に満たないため、これまで実施しておりませんでした。しかし、広田地域においても仕事等により昼間家庭で子どもの面倒が見られない状況もあるため、私も広田地域にも放課後児童クラブが必要であると考えておりました。また、広田地域の保護者からも放課後児童クラブ開設の強い要望がありますし、中島議員からお聞きをいたした記憶があります。そういうことで、町単独事業として実施をしたいと考えております。10月から実施できるよう今回9月補正予算に係る費用を提案しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、集落支援員制度についてのご質問でございますが、集落支援員につきましては、以前にも中島議員さんからご質問をいただきました。その際、地域の人との話し合いをして、地域の方が望んでいる方向へ舵を取りたいとお答えをいたしました。集落支援員は、役場職員と連携し、集落への目配り役として集落の巡回や状況把握などを行い、集落のあり方について話し合いを持つなど、現在の区長さんや民生委員さんの役割と重なる部分が多いように思います。現在県と市町の一体改革の中で、小規模高齢者集落対策に取り組んでおります。まず、25年度に基礎調査としてアンケートを実施する予定でございます。そういうことで、地域の皆さまのご要望をしっかりと把握して、対策の方向を決めていきたいというふうに考えております。以上で中島議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 中島博志君。

○14番（中島博志） 先ほど町長より深いご理解をいただき中、広田地区放課後児童クラブ運用が今回の9月の定例議会において補正予算と計上されましたことに心より感謝を申し上げます。通告した時点で予算の計上等について把握しておりませんでしたので、前後する部分があるかと思いますが、お許しを頂きたいと思っております。そういう意味で、子どもたちの放課後の安心と安全を言うまでもなく、働く保護者にとっては何よりもありがたい制度運用かと思われれます。制度運用を前提に、福祉課長に何点かお尋ねします。まず1点目、クラブ運用に当たって、本来おおむね10歳まで、小学3年生までとなっておりますが、広田地区で運営に当たり、特例的に小学校6年生までの受け入れは考えられないかお尋ねします。

○議長（政岡洋三郎） 重松介護福祉課長。

○介護福祉課長（重松邦和） ただいまの中島議員さんの質問にお答えします。今回の放課後児童クラブにつきましては、町の砥部町放課後児童健全育成事業条例という条例に基づいて、実施はしていくつもりでございます。その中に、対象といたしまして、事業対象の児童、この事業の対象児童は、町内に住所を有する小学校1年生から3年生までというような条件がございます。ただし、町長が必要と認める場合はこの限りでないというような状況がございます。実際に麻生の児童クラブにつきましても、障害を持っている子ではありますが、4年生の子が入っております。そこら国の運用につきましても、小学校6年生までを順次入れて

いけというような指摘もございます。また広田地区におきましては、対象児童数が小学校3年生までに規定してしまいますと、少数になってくるという関係もございます。理事者とも話しました結果、広田地区におきましては、6年生までを対象としたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 中島博志君。

○14番（中島博志） 小学6年生までの受け入れを検討するということですが、なお、広田地区全体学童数合わせても少人数になろうかと思えます。広田地区3校の生徒、集中的な受け入れというのは考えられますか。お尋ねします。

○議長（政岡洋三郎） 重松介護福祉課長。

○介護福祉課長（重松邦和） ただいまの中島議員さんのご質問にお答えします。今回広田地域で行う事業につきましては、実施場所を広田老人憩いの家を予定しております。基本的には広田小学校のみを対象というふうには規定せず、広田地区、高市、玉谷、3校の子どもが来て利用していただいてもかまわないというようなことで事業を実施していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 中島博志君。

○14番（中島博志） それでは、砥部町のクラブ運用全般的に関連しますので、お尋ねします。現在麻生、砥部の各小学校では、定員数をオーバーして運営されております。国の施設整備のガイドラインでは、児童が生活する上で必要なスペースはおおむね1人当たり1.65㎡とありますが、現時点での1人当たりのスペースは確保されているのか、お尋ねします。

○議長（政岡洋三郎） 重松介護福祉課長。

○介護福祉課長（重松邦和） ただいまの中島議員さんのご質問にお答えします。1人当たりの基準面積1.65㎡でございます。砥部につきましては、それで計算しますと受け入れ可能数が38人という計算になります。現在37名ということで、ギリギリではありますが、受け入れ可能数を下回っておるということでございます。麻生につきましては、受け入れ可能数が69名ということで、現在66名ということでございますので、基準は満たしておるというふうに考えられます。以上でございます。

○議長（政岡洋三郎） 中島博志君。

○14番（中島博志） 現在面積数、1人当たりの面積数は確保されてると、ギリギリの線で確保されてるんだらうと僕は思うんですけど、今後麻生小学校、砥部小学校に対してもです、人数増えた、増加を想定して、施設の整備等は考えられているのかお尋ねします。

○議長（政岡洋三郎） 重松介護福祉課長。

○介護福祉課長（重松邦和） ただいまの中島議員さんのご質問にお答えします。確かに今現在運営している児童クラブの教室については、手狭なところもあるという私の方も認識しております。麻生につきましては空き教室を利用させていた

だいて、実施しております。砥部につきましては、空き教室というのではなくて、空き部屋というような感じで実施させていただいてます。麻生につきまして、60名超えてるということで、本来なら教室もう1つ確保してやっていきたいと考えておりますが、学校側に相談しますと、現在空き教室がないというような状況でございます。今後の問題になってくると思うんですが、できれば専用の教室が欲しいなというような考えを持っておりますが、今後少子化ということで、子どもの数も減ってくるということを抑えると、これもあくまでも推測ではございますが、これ以上の数は増えないんじゃないかなというようなところも考えております。どちらにしましても、今後人数が増えてくるということも想定しながら、考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 中島博志君。

○14番（中島博志） これからは少子化が進むだろうという前提でのご返事だったと思いますが、現在の麻生小学校の放課後クラブの状況見たら、本当にあれ、子どもがです、教室に60人から上の子どもが入ったらどういう状況かというのを、課長、見たことありますか。お答え願います。

○議長（政岡洋三郎） 重松介護福祉課長。

○介護福祉課長（重松邦和） 中島議員さんのご質問にお答えします。確かに私も一度だけですけど、実際に行かせてもらいました。現在アコーディオンカーテンで仕切って2つ使ってやってるという状況で、なかなか教室内の中ではごった返しているというような状況は把握しております。

○議長（政岡洋三郎） 中島博志君。

○14番（中島博志） 担当課長の重松さんも現場を見たということなんですけど、やはりあの状態では健全な学童保育というのはちょっと望みにくいと思います。早急にですね、環境の整備を再度検討していただきたいと思いますし、早急に対応していただきたいと思います。次に、先ほど質問の中で申し上げましたが、学童保育の相対的な観点から、何点かお尋ねします。支援対策行動計画の作成と推進点検体制についてでございますが、行動計画策定にあたり、委員会を設置するとされてますが、その内容と前期後期に分けて策定委員を選任されてるのか、その際の人数と関係団体名を教えてください。

○議長（政岡洋三郎） 重松介護福祉課長。

○介護福祉課長（重松邦和） 中島議員さんのご質問にお答えします。支援対策の行動計画の件でございますが、現在この策定委員については、ちょっとまだ実際運用してないという状況でございます。ちょっとそこら前回からのちょっと引き継ぎもちょっとできなかった面もあるんですけども、今後は早急にちょっと対応していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（政岡洋三郎） 中島博志君。

○14番（中島博志） この対策行動計画の策定委員に関しましては、平成17年から21年を前期、それから21年から26年を後期ということで計画を策定すると

ということになっております。21年度に策定委員さんが選任されたと思います。その辺担当課の課長として把握されてないということになるんですが。またこれも同じように内容になろうかと思ひますし関連もあろうかと思ひますのでお尋ねします。介護福祉課を中心にですね、各庁舎内の関係課から対策推進委員を推進するとありますが、これ何回開催されましたか。それとですね、要するに策定委員を行動計画の中でこの推進委員会で問題になった事項があるのか、あった場合その事項に対してどのような対処をされたのか、お尋ねします。

○議長（政岡洋三郎） その前に中島博志君にお伝えしますが、1番の質問の通告内容とちょっと違うように思われるんですが。

○14番（中島博志） 全体的な学童保育の関連に繋がってくると思ひますので、質問させていただきたいと思ひます。

○議長（政岡洋三郎） できればこれ、次の時に質問をしていただきたい。別に質問をしていただきたいと思ひます。中島博志君。

○14番（中島博志） そしたら1点だけ。かまいませんか。これは当然担当課ですのわかると思ひますけど、要するにこの学童保育、要するに放課後児童クラブの評価批評についてお尋ねしますが、このワークライフバランス、この中で現在、就学と就学前の父親と母親の要するに満足度、パーセント、数字が出てますよね。答えられますか。

○議長（政岡洋三郎） 重松介護福祉課長。

○介護福祉課長（重松邦和） ただいまの中島議員さんのご質問ですが、就学前と就学後の数ということでございますが、具体的な数についてはちょっと担当課で把握してない状況でございます。ただ、現在小学校1年生から3年生まで児童クラブ対象の人数、それと児童クラブに入ってる人数、これについては把握しております。基本的には25%、大体4分の1の方が放課後児童クラブに参加しているという状況は捉えております。以上でございます。

○議長（政岡洋三郎） 中島博志君。

○14番（中島博志） このワークライフバランスの指標ですよ。基本的にですね、これ仕事と生活の調和がとれている人の割合ということなんですよ。私はですね、この割合目標がですね、母親に対して数値割合が70%を超えている、それからしておおむね良好であると判断しております。しかしながら、今後ですね、やはり100%のこのバランスをですね、実現、または充実して願いたいと思ひます。以上で放課後の児童クラブに対しての質問を終わらせていただきます。

次に、集落支援制度についてお尋ねします。私はこの制度の積極的な活用により、過疎地域再生への道が開けるのではないかと思ひ、そういうものを期待し、平成21年に支援制度の導入への一般質問をさせていただきました。その際、中村町長は今後どのように集落を支持していくか、また地域の活性化をどう図っていくか、重要な問題であり、その中で制度の積極的な活用により、過疎地域再生の道が開けるのではないかとお答えをいただきました。平成17年1月1日、合併当

初広田地区1, 186人、その内65歳以上の高齢化率は40.3%でございました。8年後の現在、908人、高齢化率47.6%と急速な人口減と高齢化が進んでいます。高齢化は広田地区のみの問題ではなく、砥部町全体においても過疎高齢化が急速に進む地域集落はあろうかと思えます。管理財政課長、松下さんにお尋ねします。砥部町全体で、現在65歳以上の方が40%を占める集落が何地区あるのか、またその内50%を占める何地区あるのか、お尋ね致します。

○議長（政岡洋三郎） 松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 中島議員のご質問ですが、現在私その数値を持っておりませんので、後ほどお答えさせてもらったんでよろしいでしょうか。なお、前回お答えした数値でありましたら、手元に持っております。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 中島博志君。

○14番（中島博志） 私が調べられたところでは、現在高齢化率40%を超える地区が南ヶ丘を含め18地区あるかと思えます。これは、砥部町64の全行政区のうちでの高齢化地区割合が全体の28.6%を占めています。その内、50%を超す12の地区が準限界集落に近い予備的存在と位置づけられますが、集落の存続の有効な対策として、この制度は大きなポイントになるものと期待しますが、最後になりますが、企画財政課長にお尋ねします。集落支援制度の活用、この制度の活用は必要と思われるのか、必要としないのか、また過疎対策や集落再生の具体的な対策は検討されているのか、お尋ねします。

○議長（政岡洋三郎） 松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 中島議員さんのご質問にお答えいたします。集落支援員制度というのはですね、先ほど町長もお答えしましたように、その性格から言うと、区長さんでありますとか、民生委員さん、こういう方々の仕事と非常に似通っております。そういう意味でいくと、現在61の区に区長さん出ただいて、皆さんが運営されておる、そういう状況からみれば、設置の必要性は薄いというふうに考えております。ただですね、議員さんが言われるような制度についてはですね、他に地域おこし協力隊であるとか、そういう制度がございますので、そういう面で地域の方がどういうものを必要とするか、例えば農事法人を作りたいとかですね、そういうふうな具体的、目的が上がった時にそれに合った制度を使っていくというふうには考えております。以上なところです。

○議長（政岡洋三郎） 中島博志君。

○14番（中島博志） 先ほど町長の方からも答弁いただきましたが、25年度にアンケートを取って、その上でこの制度といいますか、要するに支援制度を考えていくということでありましたが、ただ担当課の松下課長におかれましては、支援制度に関して、より具体的に区長さんを通してとか、区の中でというような具体的なお話もありましたが、現在内子町では区長さんを通してこの支援員制度をやっております。しかしながら、やはり専門的に、専属的にですね、そういう地域の再生に向けてですね、地域を把握できるような制度っていうのは必要じゃな

いかと思いますので、どちらにしてもアンケートの調査、結果を踏まえて、またこの事業に対してお尋ねをしていきたいと思います。高齢化の中、地区人口に対する65歳の割合が50%を超える、準限界集落にとって、集落の存続と再生は極めて深刻な問題かと思われませんが、同じこと何回も繰り返して申し訳ございませんが、集落の維持、活性化、支援する、要するに制度の導入を、過疎高齢化を迎えるこれからの地域再生、要するに視点に立った上で重要で必要な制度と考えていただき、急速な過疎対策と再生に向け、積極的に取り組んでいただきたいと願いまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 中島博志君の質問を終わります。

ここでしばらく休憩をします。再開は11時の予定です。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時01分

○議長（政岡洋三郎） それでは再開をします。5番西岡利昌君の質問を許可します。5番西岡利昌君。

○5番（西岡利昌） 5番西岡利昌でございます。議長のお許しを頂きましたので、2問質問をさせていただきます。まず第1問、官民一体の新農産物の開発についてお尋ねをいたします。地元地域の気候風土など条件のよく似たところの特産農産物新品種の先進地を生産者と町の担当者が共同で研修視察をし、本町に最も適した新しい特産物を育て開発をする官民一体で取り扱う、取り組む担当部署を作ってはと考えます。町長のご所見をお伺いします。

続きまして、第2問。特産品の宣伝、販売の町の取り組み方についてお尋ねをいたします。地元砥部町の誇れる特産品の宣伝販売を町としてどのような取り組みをされているのか、また、最近の活動状況をお伺いいたします。以上2点をお伺いします。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） 西岡議員さんの質問にお答えいたします。初めに、官民一体の新農産物の開発についてのご質問ですが、現在新しい農産物の生産支援として、次の時代を担う品種のブランド化を促進するため、役場、農家、そして関係機関が一体となって取り組んでいるところであります。また青年農業者協議会や認定農業者協議会が実施しております農産物の先進地視察研修にも町職員が参加し、共同で研修を行っているところであります。このように町職員と農林従事者、JA、森林組合などが協力し、日々研鑽に励んでおり、現状ではご提案の新たな担当部署の設立は考えておりませんので、ご理解をいただきますようお願いいたします。次に、特産品の宣伝・販売への町の取り組みについてのことでございますが、まず全体的に申し上げますと、砥部焼では砥部焼販売協同組合と砥部焼協同組合が中心になり、全国各地の物産イベントに出向き、砥部焼の宣伝販売を行

っております。また農産物など、砥部焼以外の特産品についても、認定農業者、青年農業者始め関係団体の協力の下、各種イベントに参加し、宣伝・販売を行っており、今後も特産品の宣伝や、販路拡大の活動に対し町としてバックアップをして参りたいと考えております。それでは、主なイベントを具体的に申し上げます。砥部焼関係では、毎年1月に東京の銀座松屋デパートにおいて「銀座松屋砥部焼まつり」を開催し、砥部焼の宣伝・販売を行っており、今年で27回目を数え、大変好評を得ております。また、東急百貨店札幌店で開催される「松山の物産と観光展」に参加し、砥部焼の販売を行い、北海道における販路拡大にも努めております。その他、6つのイベントでの販売やアイテム愛媛と東京新橋のアンテナショップでの常設販売などにも取り組んでおります。また、農産物関係では、10月に県内の市町が参加し開催されます「えひめ・まつやま産業まつり」への農産物の販売ブースの出店、11月にはグリーン・ツーリズム・モニターツアーや広田ふるさとフェスタ、12月には自然薯まつりなどで宣伝・販売を行っております。以上で、西岡議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 西岡利昌君。

○5番（西岡利昌） 1問の官民一体の農産物の開発ということで、関係各色々、農協とか、いろんなところもあるんで、それと一緒にやっておるんだということなんで、ありますけれども、やはりそういうところは全体、愛媛県とか全体、大きな所の啓蒙と言いますかそういうことをやられるので、やはり砥部町はこの砥部町という中山間地が大体かなりな部分を占める、そういうところに適した、合うような作物を作るためにはやはり独自の砥部町が力を入れて、あまりよその人のそういう、よその人ではないけれども、そういう農協とか、そういうことだけに頼るのではなく、独自の砥部町のそういう新しいブランドを作るんだというようなことにも力を入れるべきではないかと思いますが、それはどういう風にお考えですか。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただいま私が答弁させていただきましたのは、青年農業者協議会、それから認定農業者協議会というのは、砥部町の地元の方でございますし、また、JA中央その部会の中で、例えばブルーベリー部会とかも作っていただきまして、我々は砥部町に合った産物を作ろうということで、努力をしておりますので、愛媛県全体でのことは一切私の頭の中には答弁の中ございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 西岡利昌君。

○5番（西岡利昌） 砥部町は愛媛県の全体のことをしているということでは、農協とかよそのそういう関係者がそういうことをされよるということで、砥部町はもちろん砥部町のことをしていただきたい。そういう新品種といいますか、そういうものはどんどん新しいものを作っていくかなければやはり何の種類の品物とか、いろんなものでも段々変わっていきますから、そういう停滞というか、やめ

れば遅れていきますから、今確かにブルーベリーって言われましたけども、それだけで甘んじるのではなく、この砥部町の中山間地、またやはり松山への市場への距離とかいうそういう条件が整って砥部が一番有利だなというようなものをやはり真剣に捉えていくようにという所の考え方を伺っております。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の再質問にお答えしたいと思います。西岡議員さんとはちょっと話が食い違って、なかなか答弁がわかっただけでないようでございますが、もちろん西岡議員さんが言われているように地元で作って、それを砥部の特産品として出せということであって、私は今実施しているのは砥部町にある青年農業者協議会、認定農業者協議会と先進地視察等にも町の職員も派遣しており、そしてまたJA中央とも密接な関係を持って新しい製品について取り組んでいるわけでございます。たとえば、みかん等についても皆さんご存じのようにJA中央といろんな話をしながら進めているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（政岡洋三郎） 西岡利昌君。

○5番（西岡利昌） ちょっと、そうですね、意見といいますか、そういうことが違っているかなという感じはいたします。私はやはりあくまでも砥部町の中山間地でできる作物を作っていきたいなど、そういう、例えば、広田の満穂の方では高原の野菜を作ってかなり成績を上げられているとかいうような、そういうふうなやはり独自、こういう立地条件に合ったような品物を作って、そういうことでやはり若い人も後に続いて行けるような、そういう政策に力を入れていただきたいなあ、そういうことは結局過疎化の歯止めにもかかるし、耕作放棄地も少なくなってくるのではないかなと、そういうところで、やはりあの砥部町、よそはしなくても、砥部町だけでも頑張っていくよという、そういう気持ちを持っていただくために、そういう部署が必要ではないかなあ、砥部焼とみかんの町、みかんといえやはり農業の代名詞で、基幹産業の1つであろうと思っております。やはり農業は大切なことでありますから、よそのことも参考にされてもよろしいんですけど、砥部町がどうしていくかということをやっぱり真剣に考えていくことが必要ではないかと、そういうふうに感じておりますが、いかがでしょう。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） 先ほど満穂の例も出ました。満穂の方は本当に御苦労をされてご自身が研究されて、そして立派な農家さんに育てると思いますが、後継者の方も順に生まれているようであります。そういうところをやはりお手本にしてやっていくということは非常に大切だと思います。しかし、なかなか満穂のような、いろんな条件に合った品物、そして作るということは、大変な、これは全国各地の方が努力をされております。そういうことですけど、なかなか大変なことです。そういうなかで、我々はもちろん努力はしていかなければなりません。しかし、そのためには色々な勉強もしていかなければなりません。そういうのに

なりますと、やはり今度は産官、大学とかそういうところとも提携して、やっていかなければならないのではないかと思います。今役場の部署にそういう専門の人間を配置しても、現実問題としてはなかなか新しいものを開発するところまでは私は行かないと思います。そういうことで、この件につきましては、外部に力を求め、そしてまた皆さんとも協力して、誇れる産物を作っていくことに対しては、決してやぶさかではありませし、必要なことであると考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 西岡利昌君。

○5番（西岡利昌） それでは第2問の宣伝、販売についてお尋ねをしておりました回答についてまた再びお尋ねをいたします。色々なところでイベントをされております。これの費用対効果というようなものは、分かればどれぐらいの費用を使って宣伝をしたり色々なイベントをしたらあるんだろうかなあとそういう1つの疑問もあります。それと、やはりそういう定期的な場所の大きなイベントというのは、確かにこれからもずっと続けていくべきであろうと思います。それと合わせて、やはり小さなことから、具体的には、徹底してよそから来庁されたお客様、また我々がよそへ出て行って研修とかする場合、お土産には必ず特産品を持っていく、そういうことを徹底しておられるのか、そういう考えに対してどう思われておるのか、お伺いをいたします。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） 西岡議員さんのご質問にお答えをいたします。PRとかです、この見本市とか、いろんなことを含めて、費用対効果、これ1本では私は実行ができないというふうに思います。やはりPRにはお金もかかるし、将来の希望を持って、いろんなPRをしていくわけでございます。即、例えば銀座の砥部焼まつり、これは町は出しておりませんが、そこへ100万円持って行って、そしたら売れてなんぼ儲かったとか、そういう感情じゃなくて、やはりPRというのは公用的にやっていかなければならないものだというふうに思います。そしてまた、各地へ行く時には、お土産を砥部焼を持って行くということは我々も実施しておりますし、今は特に真民先生のお皿等を届けて、砥部焼と真民記念館のPRをさせていただいております。そういうことで、砥部のPRはぬかりなくやっているつもりでございます。

○議長（政岡洋三郎） 西岡利昌君。

○5番（西岡利昌） 今答弁をされたように、私も宣伝とか、そういうイベントに費用をどうのこうのとそういうつもりはありません。それは別の、度外視でやらなくてはいけない、それはもう同感でございます。ただ今後そういう行く機会、来られた方に対しては、特産品をやるんだ、やっているんだというように、我々もこうゆうふうにシャツも陶街道というようなのを着てやっております。そういう観点からもしっかりと皆さん、砥部の職員も含めて皆さんが販売をする、そういう地元の期待を背負っているんだというような気持ちを持っていただいて、そ

ういうこと、小さいことからでも1つ1つやっていくということに、そういうことを考えていただきたいなど。以上で質問を、ちょっと時間があまり持て余してできませんけれども、終わります。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 西岡利昌君の質問を終わります。次に4番大平弘子君。

○4番（大平弘子） 議席番号4番大平弘子でございます。議長のお許しを得ましたので、2点ほど質問をさせていただきます。第1点目、各学校のいじめ対策についてお尋ね致します。いじめの実態調査に対する関心の高まりを受け、今後いじめが原因とみられる子どもの自殺について、各自治体で第三者委員会の設置が広がるのが予想されます。そこでお尋ね致します。いじめ問題に対しては、今朝の本日の新聞にも一面に報道されておりましたが、23年4月から24年8月までの砥部町の学校内での子どもたちのいじめは、何軒ぐらいあったのでしょうか。また、いじめによる不登校、ケガ、そしていじめによるクラブ活動を変わった児童の人数をお教え下さい。いじめが発生したあとの対策を検討していないように感じますが、いじめが起きない、起こさない、予防することが肝心ではないのでしょうか。今後の取り組みについて、様々な角度からアンケート調査や教職員向けの研修や、取り組みについての点検、医療機関や警察など関係機関との連携はどのような取り組みになっているのでしょうか。お尋ね致します。

2点目、イノシシ・カラス被害についてお尋ねいたします。長崎県では農作物による被害が4億円と新聞に書いてありました。砥部町も例外ではなく、田の稲は荒らされ、栗畑、野菜畑と被害は膨大なものです。長崎県では、ヤギで隠れた場所の草を一扫し、イノシシ被害を食い止め、県はヤギの購入費と小屋の建築費、口蹄疫の予防費を補助し、農家を助けています。砥部町では、銃、檻、わさ以外にイノシシ・カラス被害対策をどのようにしているのでしょうか。知れば知るほどこの問題は奥が深いと認識しています。少子化・農林業の衰退、地域の破壊、気候変動、これらと密接に組み合った問題で、この現代的な大きな課題がイノシシという具体的な姿を取って、私たちの目の前に現れてきています。そして、安全性も脅かされています。砥部町ではありませんが、イノシシに襲われ、死亡者が出た地域もあります。対処方法では解決してない課題ということにもなりますが、だからこそ課題解決に真剣に取り組もうとする自治体は条例を作ったり、専門の部署を設けていますが、それでもなかなか解決していかないのがこのイノシシの難しい問題です。砥部町としても総合的な対策を立てるべき時に来ていると思います。もう一度総合的な計画作りを行うべきと考えられますが、どのようなお考えでしょうか。以上2点についてお伺いをいたします。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） 大平議員さんのご質問にお答えします。初めに、各学校のいじめ対策についてのご質問でしたが、このあと教育長の方より答弁をいたしますので、よろしくお伺いをいたします。それでは、イノシシ・カラスの被害についてのご質問でございますが、まず砥部町の平成23年度の有害鳥獣による農作物

への被害状況は、被害面積が 1.62 h a、被害量が 5,635 k g。被害金額は 71 万円となっております。これは、届けていただいたものの数字でございます。ご質問の鳥獣被害の対策につきましては、愛媛県の鳥獣被害防止施設整備事業を活用し、電気柵やワイヤーメッシュ柵などの設置に助成を行っております。また、本年度町職員 3 人が畏猟の免許を取得し、被害に迅速に対応できるよう体制を整えております。さらに、有害鳥獣捕獲隊（猟友会 3 支部）に対して、狩猟の免許の更新手数料や射撃・技能講習に対し助成することにより、猟友会の捕獲技術の向上等を図っています。また、農家に「イノシシ被害対策の手引き」を作成配布し、鳥獣に対する基礎知識の普及と自己防衛の意識高揚を図るなど、様々な対策を講じることにより有害鳥獣による農作物への被害防止に努めています。続いて、教育長が答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 大平議員のご質問にお答えをいたします。各学校のいじめ対策についてのご質問でございます。まず最初に、昨年度から、昨年 4 月から本年 8 月までのいじめの件数ということでございますけれども、認知しております件数につきましては、小学校で 21 件、中学校で 15 件のいじめの件数を把握をいたしております。この件数いずれも現在は解消しておるということでございます。また、いじめによる不登校等につきましては、小学校、中学校ともにございません。中学校において、いじめによる怪我、これが 1 名ございまして、そして部活動の変更、これが 1 名ございました。いずれも現段階では問題点等については解消をいたしております。いじめ対策といたしましては、いじめはどの学校でもどのクラスでもどの子にも起こり得るんだということを教員が十分認識して、日頃からいじめを許さない学校作りに努めるということと、合わせていじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応するということが重要であると考えております。学校では早期発見のために、それぞれ各学期に 1 回以上アンケート調査であるとか、個別聞き取り調査を実施するなどいたしまして、必要な対策を行っているところでございます。今後とも教育委員会、学校保護者、地域が連携して、いじめ撲滅に取り組んで参りたいというふうに考えております。以上で大平議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 大平弘子君。

○4 番（大平弘子） 私の方にはですね、何件かの保護者から相談とか悩みの通報がありますが、ちょっと学校とは件数が食い違っております。知らない、知らされてない、調べられないというもんが入っておりません。ちょっと残念です。いじめが背景にあるとされる自殺が今広がりつつあります。今改めて注目されているいじめ問題ですが、いじめとそれによる自殺です。砥部町では重大なことには発展するところが心配が、今のところ少ないようなので安心してはおりますが、この機会に今一度いじめ問題への取り組みや、体制をしっかりと見直しをしていただきたいと思います。また、いじめ防止策の取り組みとして、近年いじめ発見ツ

ールとして注目されているのが、QUテストという心理テストの活用について提案します。QU、これはいじめ問題だけではなく、不登校、学級破壊、早期発見するとともに、児童の状況を把握する優れた心理テストです。今のところ希望者のみとなっておりますが、なかなか全校生徒までは広まっておられません。近場では東温市が行っているようであります。市によっては全校生徒を予算化しているところもあるようです。ぜひ前向きに取り組んでもらいたいものですが、教育長のお考えはQUテストの活用と各自治体で第三者委員会の設置のお考えがあるのでしょうか、お尋ね致します。

○議長（政岡洋三郎） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 大平議員さんの再質問にお答えいたします。最初にお話がありましたいじめによる自殺、これは当然あってはならないことですので、何としてもそういうことにならないように、あらかじめ予防をするというふうなことで、いじめの被害者を出さないというふうなことで進めていかなければならないというふうに思っております。それから、いじめに関する心理テストのご提案をいただきました。これにつきましては東温市が実施しておるというふうなことをご紹介をいただきましたので、さっそく問い合わせいたしまして、どういふものか、そして先ほど申し上げましたように各学期に1回はアンケート調査を実施しておりますので、それとの内容等を検討をしてみまして、内容等が同じようなものであれば現在やっておるもので対応できようかと思っております。その心理テスト、内容等また見て参考にさせていただけたらというふうに思っております。それから第三者委員会の設置のお話がありました。これにつきましては大津市で起こった事件等を基に常設をしようという動きが全国でもございまして、先日マスコミ等でも報道されておりましたが、そういったことをする自治体に対しては、国の方で支援もしていこうというふうな報道もございました。具体的な内容等についてはまだ国の方からも示されておられませんけれども、今現段階で砥部町としてすぐに第三者委員会が必要かというところまではいってないというふうに思っております。しかし、事件が起こってから第三者委員会が必要かというところでもございませぬ。予防措置のためにも必要かと思っております。そこら辺りにつきましては、今後いろんな方と相談させていただきながら、検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（政岡洋三郎） 大平弘子君。

○4番（大平弘子） 教育長さん、QUテストというのは、どのような内容かご存じでしょうか。全然分かりませんか。教育委員会の方でも部署でもわかりませんか。クエスションネイヤーユーティリティーズといいます。略してQUといいます。あとでみんな教育委員会で調べて勉強し直しとってください。これがなかったら学校のいじめ問題は解決はできません。よろしく願います。それからですね、第三者委員会ですね、これは起こってからでは遅いんですよ。前もってするんでなかったら、これは延々と続くと思っておりますよ。よろしく願います。

何年か前になりますが、ある保護者の方がいじめを受けてけがをした子どもがおりました。親にいじめのけがとは言えなかったんですね、その子どもは。それで知人から親は聞きまして、子どもに聞いたしたら、子どもはこう言うたんです。子どもは、自分はお父さんがおらんけん、友達に10回殴られても2回殴り返して我慢すると、お母さんがかわいそうじゃけんと言うたんです。この言葉を聞いたお母さんは、この言葉が何年経っても耳から離れず、夢にも見るそうです。考えてみてください。学校の現場があったんですよ。そして、学校からはいじめはなかったと言えど、学校からも教育委員会からも親は責められたんです。そして卒業文集はこの子だけは書かしてもらえませんでした。そういう現実があるんです。私はこの親の立場になって、本当に情けなかったんです。そういう現実があることを頭に踏まえて、できるだけ早く第三者委員会を設立してもらいたいと思います。私はこの親の気持ちが未だに痛いほど身にしみております。

2番目のイノシシの件ですが、イノシシは学習能力が高く警戒心が強いなど、イノシシの特性を把握したうえでの対策が必要であります。野菜くずの放置や、落ちた果実を回収するなど、知らないうちに行っている餌づけなどをやめさせる、そして農作放棄地の整備や隠れやすい敷地等、隠すなどイノシシが人間の生活領域に出て来るのを難しくする、その上で田畑を効果的に囲い、適切な駆除を行うことが良いという意見が私の地域に出ております。他の県では男性がイノシシに襲われ死亡した記事もありました。以前より私が暮らしている旧広田村も、山や畑にもイノシシが出没し、とりわけこの夏はより身近に、中には住宅の庭にまで出てきて、イノシシを見かけたことがあるという住民の方が増えております。現実私らの方の畑も荒らされております。明け方イノシシが運動する音に恐怖感を持っている人もおられます。住宅地における対策について、近畿、中国、四国農業研究センターの方にお話を聞いたのですが、イノシシ被害を受けたままにしておく、イノシシは人間さんはああこれがかまんのかなと、OKなのだとして理解をし、さらに出てくるそうです。住宅地に出て来るイノシシに対して、対策を行っている自治体もあります。農林省は大きな鳥獣被害の中で、来年度予算概算要求に単年度の緊急対策事業費100億円を盛り込み、対策費が今年度の5倍と大きく拡充されたとのこと。ハード事業として金網や電気柵のほか、鳥獣を地域の食材として活用するための食肉加工施設の建設などに要する費用の補助など、ソフト事業は地域の実情に合わせた様々な対策の支援を想定しているそうです。イノシシの被害防止には、先ほど町長が言われましたように、罠の授業料一部を負担をするそうですので、期待しております。できるだけ皆さんの補助をしてあげて、そして罠の資格を取りまして、そしてできるだけ被害を防ぐと、そのようにしていただきたいと思います。今後、この補助金は続けて出していただけるものでしょうか、お聞きいたします。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただいまの大平議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

す。この鳥獣被害、特にイノシシの被害は西日本一帯に起こっているものであります。どの町においても対策に頭を痛めているところではないかと思えます。先ほどお話がありましたように、長崎県ではヤギでイノシシを一掃したいというような発想もありましたが、所によっては牛ということも聞いたこともあります。しかし、なかなか話題性はあっても現実問題としては大変難しい問題であるというふうに認識をしております。しかし、そのまま放っておく訳にはいきません。そういうことで、これからもやはり柵を作ったり、そしてイノシシが近寄らないような対策を立てていかなければならないというふうに考えております。従いまして、今後も補助は続けてまいる所存でありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（政岡洋三郎） 大平弘子君。

○4番（大平弘子） イノシシ対策につきましては今後とも是非ともよろしくお願ひいたします。みんな、旧広田村は高市の特に老人さんざりで困っておりますので、よろしくお願ひいたします。これで質問を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 大平弘子君の質問を終わります。これで一般質問を終わります。1番佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） あの、すみません、私の一般質問のところちょっと訂正をお願いしたいことがありますので、よろしいでしょうか。一般質問の締め切りを私は18日と申しましたが、28日でしたので、これを訂正をしたいと。それから、同様に点検のところローソンというふうに言いましたが、下原町のバス停というふうにさせてもらった方が、場所がよくわかると思えますので。以上2点です。

○議長（政岡洋三郎） ここで日程第4諸般の報告について追加報告をさせていただきます。厚生常任委員会が7月の17日から19日にかけて、長野県原村で日本一元気なむらづくりへの取り組みについて、長野県東御市で東御食育の里プランの取り組み、自殺対策の取り組みについて、研修を行った旨の報告がありました。また、本日までに受理しました陳情は、お手元に配りました陳情文章表のとおり、産業建設常任委員会に付託しましたので、報告します。委員会の審査報告は9月21日の本会議でお願いをします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午前11時42分 散会

平成 24 年第 3 回定例会（第 2 日） 会議録

招集年月日	平成 24 年 9 月 13 日	
招 集 場 所	砥部町議会議事堂	
開 会	平成 24 年 9 月 13 日 午前 9 時 30 分 議長宣告	
応 招 議 員	1 番 佐々木隆雄 2 番 森永茂男 3 番 松崎浩司 4 番 大平弘子 5 番 西岡利昌 6 番 山口元之 7 番 政岡洋三郎 8 番 栗林政伸 9 番 西村良彰 10 番 土居英昭 11 番 宮内光久 12 番 井上洋一 13 番 中村茂 14 番 中島博志 15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好	
不応招議員	なし	
出席議員	出席議員は、応招議員の 16 名	
欠席議員	なし	
地方自治法 第 121 条第 1 項の規定によ り説明のため 会議に出席し た者の職氏名	町 長 中村 剛志 副町長 佐川 秀紀 教 育 長 佐野 弘明 総務課長 原田 公夫 企画財政課長 松下 行吉 戸籍税務課長 辻 充則 会計管理者 東岡 秀樹 教育委員会事務局長 坪内 孝 志 介護福祉課長 重松 邦和 保険健康課長 大野 哲郎 産業建設課長 萬代 喜正 生活環境課長 日浦 昭二 広田支所長 丸本 正和	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 正岡 修平	
傍聴者	1 人	

平成 24 年第 3 回砥部町議会定例会議事日程 第 2 日

・開 議

- 日程第 1 報告第 9 号 平成 24 年専決処分第 5 号の報告について
(23 介護第 18 号宮内幼稚園園舎耐震補強等整備工
事
請負契約の変更契約の締結について)
- 日程第 2 報告第 10 号 平成 23 年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足
比率に
ついて
- 日程第 3 報告第 11 号 平成 23 年度砥部町教育委員会点検評価について
- 日程第 4 議案第 50 号 砥部町道路線の認定について
- 日程第 5 議案第 51 号 砥部町防災会議条例及び砥部町災害対策本部条例の
一部改正について
- 日程第 6 議案第 52 号 平成 24 年度砥部町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 7 議案第 53 号 平成 24 年度砥部町後期高齢者医療特別会計
補正予算 (第 1 号)
- 日程第 8 議案第 54 号 平成 24 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 9 議案第 55 号 平成 24 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算(第
2 号)
- 日程第 10 議案第 56 号 平成 24 年度砥部町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 11 議案第 57 号 平成 23 年度砥部町水道事業剰余金の処分について

- 日程第 1 2 認定第 1 号 平成 23 年度砥部町一般会計決算認定について
- 日程第 1 3 認定第 2 号 平成 23 年度砥部町国民健康保険事業特別会計
決算認定について
- 日程第 1 4 認定第 3 号 平成 23 年度砥部町後期高齢者医療特別会計
決算認定について
- 日程第 1 5 認定第 4 号 平成 23 年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定
について
- 日程第 1 6 認定第 5 号 平成 23 年度砥部町とべの館特別会計決算認定につ
いて
- 日程第 1 7 認定第 6 号 平成 23 年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定につ
いて
- 日程第 1 8 認定第 7 号 平成 23 年度砥部町梅野奨学資金特別会計決算認定
について
- 日程第 1 9 認定第 8 号 平成 23 年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定
について
- 日程第 2 0 認定第 9 号 平成 23 年度砥部町浄化槽特別会計決算認定につい
て
- 日程第 2 1 認定第 1 0 号 平成 23 年度砥部町公共下水道事業会計決算認定に
ついて
- 日程第 2 2 認定第 1 1 号 平成 23 年度砥部町水道事業会計決算認定について

・ 散 会

平成 24 年第 3 回砥部町議会定例会

平成 24 年 9 月 13 日（木）

午前 9 時 30 分開会

○議長（政岡洋三郎） 現在の出席議員は 16 名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 報告第 9 号 平成 24 年専決処分第 5 号の報告について  
(23 介護第 18 号宮内幼稚園園舎耐震補強等整備工事請負契約の変更契約の締結  
について)  
(説明、質疑)

○議長（政岡洋三郎） 日程第 1 報告第 9 号平成 24 年専決処分第 5 号の報告についてを議題とします。本件について報告を求めます。重松介護福祉課長。

○介護福祉課長（重松邦和） 報告第 9 号平成 24 年専決処分第 5 号の報告について。地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく議会の議決により規定された事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。平成 24 年 9 月 13 日提出、砥部町長中村剛志。

2 ページをお開きください。専決第 5 号専決処分書、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく議会の議決により規定された事項について別紙のとおり専決処分する。平成 24 年 8 月 29 日に専決処分したものでございます。専決処分の内容につきましては、3 ページをご覧ください。23 介護第 18 号宮内幼稚園園舎耐震補強等整備工事請負契約の変更契約の締結でございます。500 万円以下の軽微なものということで、今回報告ということになっております。今回請負代金額を 402 万 5 千円増額するものでございます。報告第 9 号資料をご覧ください。今回の変更概要を載せています。内容はアスベストを除去する、煙突本体を撤去する、カーテン設備工事を追加するものでございます。変更前の請負額が 4,998 万円。変更後の請負額が 5,400 万 5 千円となっております。以上で報告を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。以上で報告第 9 号を終わります。

~~~~~

日程第 2 報告第 10 号 平成 23 年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率
について
(説明、質疑)

○議長（政岡洋三郎） 日程第2報告第10号平成23年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。本件について報告を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 報告第10号平成23年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する健全化判断比率及び同法22条第1項に規定する資金不足比率について、別紙監査委員の意見をつけて報告する。平成24年9月13日提出、砥部町長中村剛志。

まず健全化判断比率でございますが、表にございますように実質赤字比率、連結実質赤字比率は該当ございません。実質公債比率が7.3%。この比較として早期健全化の基準となる比率が25%でございますので、かなり低い数値になっております。次に将来負担比率でございますが、この比率についても該当数値はございません。それから、公営企業の方の資金不足比率でございますが、公共下水道事業会計、農業集落排水特別会計、水道事業会計とも資金不足はございません。別添として、監査委員さんの審査意見書を添付しております。8月31日に審査を受けました。健全化判断比率、それから資金不足、両書類とも是正改善を要する事項はないとの意見をいただいております。後ほどご確認いただけたらと思います。次に用意しております報告第10号資料の方で2点ほど説明を加えさせていただきます。資料の方をご用意ください。12ページをお願いいたします。ここに20年度から23年度までのそれぞれの本町の健全化比率を入れております。ご覧のように実質公債比率が20年度12.1%から徐々に下がっていき、現在、23年度で7.3%になっております。それから、将来負担比率につきましては、平成20年度に11.5%でございましたが、それ以降該当数値がないということ、という計算結果になっております。この将来負担比率につきましては、もう少し説明を加えさせていただきます。24ページをご覧ください。ここに計算式と数値を入れております。将来負担となるものは、分子のところでございますが、普通会計の方の地方債の現在高を中心に、公営企業会計等への起債償還に対する繰出部分、それと退職手当の負担見込み額等がございます。これに対してその将来負担から減じられるものとして、基金の現在高、現金高でございます。Bのところですね、充当可能な基金額、これが35億ほどございます。それから大きなものとしてはD、地方債現在高に係る基準財政需要額参入見込み額、これが計算では67億ほどございます。従いまして、将来負担となる額100億2,400万円に対して、減じる方が104億7,600万ほどございまして、差し引きするとマイナスになるということなので、将来負担はないという結果になってございます。以上のようなことでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。以上で報告第 10 号を終わります。

~~~~~

日程第 3 報告第 11 号 平成 23 年度砥部町教育委員会点検評価について  
(説明、質疑)

○議長（政岡洋三郎） 日程第 3 報告第 11 号平成 23 年度砥部町教育委員会点検評価についてを議題とします。本件について報告を求めます。佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 報告第 11 号平成 23 年度砥部町教育委員会点検評価について。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条の規定により、平成 23 年度砥部町教育委員会点検評価報告書を別冊のように提出する。平成 24 年 9 月 13 日提出、砥部町教育委員会。それではまず報告書の表紙を開けていただきまして、別冊の報告書の表紙開けていただきまして、教育委員会の点検評価についてご説明をさせていただきます。この点検評価につきましては、法律の規定によりまして、教育委員会が所管する事務の管理、執行状況について点検評価し、毎年報告をさせていただいております。そして点検評価取り組みの主旨につきましては、そこにありますように 3 項目ございますのでご覧いただきたいと思っております。次に点検評価の対象事業につきましては、平成 23 年度の事業を大きく 2 つの区分で表記をいたしまして、1 つは教育委員が直接関与している事業を教育委員会の活動状況としまして、4 ページから 8 ページに記載をいたしております。もう 1 つは昨年も報告させていただきましたように、教育委員会における事務の管理執行状況でございます、9 ページから 11 ページの目次にありますように、全部で 54 項目について自己評価をさせていただきました。評価につきましては、従来通り 4 段階評価ということにさせていただきます、目次の個別事業施策名の備考欄にその評価を記載をいたしております。なお、この構成は決算認定の添付資料でもございます主要施策の成果説明書の内容を、砥部町総合計画の基本構想における施策の体系に分類して表記したものでございます。教育方針といたしましては、笑顔で挨拶を実践スローガンに取り組んでやってきました。それでは 23 年度の実施事業の概要についてご報告を申し上げます。まず学校教育関係では、人間性豊かな砥部の子どもの育成を基本目標とし、子どもたちの学力定着向上や感性、創造性を育むとともに、教職員の資質向上と教育環境の充実に努めて参りました。23 年度の具体的な教育環境の整備では、22 年度からの繰り越し事業として小学校児童用の机椅子、1 年生から 5 年生までの分ですが、その更新事業、そして小学校防犯監視システムの更新事業、砥部小学校体育館舞台緞帳改修工事などを実施をしたほか、快適な学習環境を整えるよう、施設や備品の整備を行いました。また中学校改築事業につきましては、22 年度からの 4 年間の継続事業として実施して参りました。23 年度は本体工事に着手し、仮設校舎の建設、特別教室教室等の建設、既存校舎、体育館の解体等を実施をいたしました。現在本校舎、体育館等の建設中でございます。次に社会教育関係におきましては、

社会の変化に対応できる人間性豊かな町民の育成を目標とし、学ぶことが学ぶ人自身の生きがいとなるだけでなく、家庭や地域、職場において共に学び、協力し合い、全ての町民が町づくりに参加できることを目指して、生涯学習の推進に取り組んで参りました。施設整備の関係におきましては、22年度からの繰り越し事業がございまして、中央公民館駐車場舗装工事、中央公民館体育館のLED電球取替工事、図書館のおはなし室の増設工事などを実施いたしました他、中央公民館の耐震診断を実施いたしました。また、指定管理者に管理委託しております文化会館、図書館及びゆとり公園、田ノ浦町民広場につきましては、適正な管理運営がなされたと認識しております。以下個々の事業別評価についての説明は省略させていただきますが、全体を総括いたしますと、おおむね順調であったと考えております。これも議員の皆様はじめ、理事者のご支援、ご指導と町民の皆様方のご理解、ご協力によるものでございまして、深く感謝とお礼を申し上げます。しかし、中にやや順調でない3の評価の項目が4項目ございます。これらのうち、施設設備でありますとか、人的配置に関する事項等につきましては、財政状況等も勘案しながら、取り組んで参りたいと考えております。その他の事業につきましては、課題、問題点の内容、社会情勢などを再吟味いたしまして、事業の精選も含めて改善等に向けて取り組んで参りたいと考えております。この評価等についてお気づきの点等ございましたら、ご指摘ご指導をいただければというふうに思っております。なお、今回の点検評価にあたりましては、昨年と同様元松山教育事務所長小田直行先生に外部評価をお願いをいたしまして、13のそれぞれの基本施策ごとに具体的な表現で持ってご意見をいただいております。その意見書も最後の3ページに添付をさせていただきました。小田先生からいただきましたご意見等につきましては、今後財政状況も見ながら十分検討いたしまして、できることから実現に向けて取り組んで参りたいと考えております。いずれにいたしましても、今後なお改善を加えながら、より充実したものにして参りたいと考えておりますので、ご理解いただけたらと思います。以上で報告第11号の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。1番佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 十分に資料を読み込んでいないということをお許しいただいてですね、いくつかお尋ねをしたいことがあります。全部で6点ほどありましたので、ちょっと述べさせていただいたらと思います。まずこの事業ナンバーで4番5番6番、ここのところ、昨年の評価も、今年も評価問題点というところまったく同じ文章なんですけども、もっと相談時間を長くしたいというふうなことずっと言われてるんですが、表現が変わっていないと、少し人数の比較なんかもしてみますと、22年度よりは若干減ってるのかなというふうな印象を受けたんですけども、実態としてですね、本当にこのもっと増やさんといかんのかなというふうなことで、よくわからないんで、その辺がどうなのかというのが1点目です。

それから2点目は22年度に食育基本法が制定されたというふうなこともあって、食育研修会事業というのが報告されてました。全部で380人ほどの方が参加して、こういう研修会をしたということで、評価のところにはですね、今後もこういうことはやっていく必要があるというふうにあったんですけども、23年度はそれが消えてました。これは今後どうなるのかなというふうなことで、お尋ねいたします。それから事業ナンバーでいきましたら、38番、キラリと輝るまちづくりアシスト事業、これは小田先生のところからも指摘がありますが、22年23年と相談件数が2件とか1件とか非常に少ないと、もう少し宣伝が必要じゃないかというふうに指摘をされておりますが、具体的に何か手を今後打たれるのかどうか。それから4点目はこれも小田先生の指摘にもあるんですが、集会所の公民館の耐震工事なんかをやったというふうなことなんですけども、各地区にある集会所、これはなかなか町が直接支援してとかいうふうなことは難しい面もあろうかと思いますが、それぞれの各地区の集会所に向けてはですね、今後いろんな災難、災難と言いますかこの災害等の危険がずっと指摘されておりますが、どこもたぶん避難場所なんかになってるかと思うんですが、それについては各地区の集会所の点検についてどのような指示なりをされてるのかというふうなことをお聞きしたいと思います。それから5点目は41番のところ、42番、このところ、学芸員の設置が必要だなというふうな文章があると書かれております。小田先生も指摘されております。学芸員の配置が必要かなというふうには書かれてるんですが、なかなか進んでいないと、これについてはどういうふうに手を打たれるのかというふうなことですね。第6点目は、53番の町の主催のスポーツレクリエーション、これ本当に機械的なもんなんですけども、22年度が225万円あまり、決算で数字が報告されてて、23年度はその半分ぐらいの107万ほどになってます。これの差額はどこから出てきたのかと。参加人数やら取り組みの内容等はある程度変化がなかったようなんですが、金額的に100万ほどの差があるんで、その辺何かあったのかなというふうな、以上6点です。よろしくお願いします。

○議長（政岡洋三郎） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 佐々木議員さんのご質問にお答えさせていただきます。まず1点目のいろんな相談活動を実施しておる分についての時間の問題等のご質疑いただきました。3種類相談事業やっておるわけですけども、この内のハート何でも相談室、それからもう1つの中学校に派遣しておる、ちょっと事業名忘れしました。中学校のスクールカウンセラー活用事業、この2つにつきましては、事業費そのものが県の予算等で枠が決められております。従いまして、時間数を増やすということにはなかなかちょっと難しいかなというふうなことを思っております。それから3点目の心の健康相談、これは臨床心理士に来ていただいてあらかじめ要望のあった児童生徒、あるいは保護者、教員、誰でもいいわけですが、そういった方の相談を実施するもので、これについては町単でやっておりますので、要望があればそれをカバーできるように、時間数等については柔軟に考える

ことはできようかというふうに思っております。それから2点目の22年度は食育が項目に挙がっておったが、23年度がないがということでございますけれども、22年度については研修会という形で、外部から講師を招いた講習会、研修会を実施をいたしました。それでその事業が終わったわけではございませんので、それやったあと、各学校において、例えばですけども、子どもたちが弁当を作る日とか、いうふうな形で、積極的に食育という事業にも取り組んでおりますし、給食センターに配置しております管理栄養士が栄養教諭も兼務しておりますので、定期的、ある程度学校も回って食育の授業も実施をしておるということで、事業そのものがなくなったというわけではございません。継続してやっております。それから三つ目のキラリと輝るまちづくり事業につきましては、これはご指摘のとおりいただきましたように、応募がかなり減ってきておるというか、もう極端に少ないというふうなこと等がございます。この問題につきましては、呼びかけ等はあらゆる機会を通じてやっておるわけですけども、応募がないということ等もあります。そして、行財政改革の見直しをやっております。その中でもこれは普段の日常の社会教育推進の活動の中の扱いの項目という捉え方にして、やっていったんでいいんじゃないかというふうな考え方でいく方向に進んでおります。やめてしまうわけではございません。こういった需要等があれば、お応えをしていくということについては、従来通り進めて参りますけれども、項目を上げるというところまではやらなくてもできるかなというふうなことを考えております。それから4点目の各地区の集会所の災害対策に向けての対応の関係ですけども、これはちょっと教育委員会所管とは、ちょっと異なります。私の方からの回答はちょっと控えさせていただきます。それから5点目の学芸員の関係ですけども、これにつきましては私の方でも学芸員はぜひ設置をしていただきたいというふうに思っております。県下の市町の市は当然配置しておりますけども、町におきましてもほとんどの町で学芸員の配置ができております。今後いろんな文化財等を保存、あるいはその他の例えば真民記念館の運営等の関連におきましても、やはり学芸員というふうなことが必要になってくるわけです。将来に向けて、この件については十分理事者側と相談して検討を進めて参りたいと、小田先生からのご指摘もあつたとおりでございますので、財政状況も見ながら、人的配置の問題については、前向きの形に進めていくように、理事者側にもお願いをしたいというふうに思っております。それから6点目のスポーツレクリエーションの経費が半分になっておるということでございますけども、これにつきましては全体の実績を積み上げた段階でそういうふうになったというふうなことが1つにはあろうかというふうに思いますけども、全体で特別変わったことがあつたとか、そういったことがあつたとは認識しておりません。委託を、体育協会に委託する経費につきましても、毎年同じ金額ではございませんので、そこら辺りで積み上げた結果がそういうふうになったというふうなことであろうというふうに思っております。ちょっと詳細の積算の細かいところまではちょっと手元でございますので、大まかな

考え方としてはそういうことだろうというふうに認識いたしております。以上でございます。

○議長（政岡洋三郎） 松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 集会所のことですが、集会所については各地区の財産というふうに考えておりますので、町の方が実施主体となって改修ということをやるとはできないと考えております。あとは補助金等で援助していくということになります。現在のところはですね、その耐震化ということを中心とした補助金はございませんので、今後検討していきたいというふうに考えております。ただ、今の段階で言いますと、この耐震という問題につきましては、町の施設、学校を中心に保育所、幼稚園、ここらまで進んできておると。これについては県下と言いますか全体的に見ると砥部町は耐震化は進んでおる方と見ております。今後は他のその他の公共施設等の耐震化にも移っていかねばなりませんので、そこらを見合わせながら、考えていきたいと。なお、個人住宅につきましては、すでに補助金等予算に出ておるとおりでございますので、次はそうすると集会所あたりのことになってくるかというのは、推測はされるころだと思います。以上でございます。

○議長（政岡洋三郎） 他にございませんか。佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） すみません、ちょっと答弁の補足をさせていただきます。先ほどのスポーツレクリエーションの経費のところの関係ですけども、これの評価報告書の70ページを見ていただいたらと思いますが、このところだろうと思っております。これでよろしいんですかね。このことかというふうに思っております。これの経費の増えた原因としましては、事業の成果、下の方でございます、そのところにありますジュニア駅伝大会、これは今まで22年度までは砥部アスリートというクラブの方に委託をしておった事業でございまして、これが町主催の方に今事情があつて移管されたというふうなことで、その経費がここに上乘せされたということが大きな要因だろうかというふうに思っております。そういうことでご理解いただいたらと思います。

○1番（佐々木隆雄） ちょっとすみません。いや、教育長、むしろ減ってるんですよ、22年度は225万ほどの決算になってたんですが、23年度は107万というふうなことで。

○教育長（佐野弘明） すみません、それちょっともう一度精査させていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 教育長今すぐ資料できますか。今の件につきましては、あとでご報告を、あるそうですので、よろしく願いをいたします。ほかにございませんか。8番栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） ちょっとあの教育長1点、お聞きしたいんですが、私ちょっと以前に今回29年度に砥部町がバトミントンの会場になるということで、バトミントンの国体の会場になるということで、体育館の横にサブの体育館みたいな

ものを建設したらどうかという質問をさせていただいたんです、以前にね。そしてこれ見てみたら、29年度に行われる愛媛国体に向けやね、小椋久美子さんを招いて、バトミントンのふれあいフェスタを開催したというふうに、これ、ふれあいフェスタ、合わせてですね、300人が参加して、より盛況やったと思うんですけど、もうあと4年ほどしかないんですよ。そろそろよその市町は見てみても、それぞれもう大体決まっておるので、水泳の場所がまだ、場所が決まってないぐらいなものですね、ほとんど決まっておるので準備にも取りかかりよると思うんですが、このバトミントンの会場は今の現在の体育館、体育館と、今度新しくできる中学校とか小学校の体育館を会場にしてやるのか、それとも私が前に言うたように横にサブでも作るとか、プレハブでも作るとか練習会場をすぐ隣に作るとか、そういうことどうふうに考えとるんかその辺もちょっとお聞かせいただいたらと思います。

○議長（政岡洋三郎） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 栗林議員さんのご質問にお答えします。国体が開催される時にバトミントンについては内定を頂いた種目ということで、会場につきましては現在のゆとり公園の体育館を試合会場、メインの会場というふうなことで、試合そのものはあそこだけです、でやるというふうなことで、中央競技団体の視察が昨年ございまして、そういうことで一応了承をいただいております。ただ、練習会場につきましては、町内の小中学校、それから高校、短大の体育館等もすべて活用して、利用して練習会場に充てるというふうな形で現在一応その報告をしておるところでございます。今の上のゆとり公園の体育館につきましては、当然観客席が足りませんので、これについては現在の固定椅子を取り外しまして、ベンチ式の椅子に仮設のものをやる考え方でございます。観客数は600以上は必要だというふうなこと言われておりますので、そういう形にやり替える。そしてあと役員の控室でありますとか、いうふうなこと等も必要ですので、両サイドに仮設、あるいは将来に向けた補助体育館的な考え方のもを建設をしたいというふうなことを考えております。それで大まかな運営はできようかというふうなことで、中央競技団体の方のご意見もそれでよかろうと、照明については現在は照度が足りませんので、全面的にやり替えるというふうな形になるということでございまして、25年度にはもうその工事に取り掛からなければならないと。とりあえずまず照明やる、その次に両サイドの補助施設をやっていくというふうな形を考えております。補助施設については、片側に作る補助施設については将来補助体育館的な使い方ができるようにというふうな形のもを考えるとどうだろうというふうに現在の構想は持っております。以上でございます。

○議長（政岡洋三郎） 他にございませんか。無いようですので、以上で質疑をなしと認めます。先ほど言いました佐々木議員の質問に対しましては、後日報告をということでさせていただきます。以上で報告第11号を終わります。

日程第4 議案第50号 砥部町道路線の認定について

(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長(政岡洋三郎) 日程第4議案第50号砥部町道路線の認定についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。萬代産業建設課長。

○産業建設課長(萬代喜正) それでは議案第50号砥部町道路線の認定についてご説明いたします。次のとおり町道の路線を認定することについて、道路法第8条第2項及び第3項の規定により、議会の議決を求めます。平成24年9月13日提出、砥部町長中村剛志。認定する路線は大平支線で起点の位置変更による認定でございます。提案理由といたしまして、本町道は三坂道路の側道で平成24年3月議会にて認定をさせていただいておる路線でございます。今回起点部分の松山市分を市町の区域を越えて認定するため、提案するものでございます。なお、別紙の参考資料1を見ていただけたらと思います。まず起点の表示、松山市久谷町乙290番に、終点大平603番の2、これは変更ありません。緑で表示しているところが町道大平支線の位置でございます。次に2ページ3ページお願いいたします。黄色で表示しているところでございますが、今回認定する区域で、松山市の行政区域でございます。なお、町の区域を越えての町道認定でございますが、松山市議会の議決をいただくようになっておりますので、それをいただきましたので、今回の町道認定ということになっております。以上よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(政岡洋三郎) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。[質疑なし]

○議長(政岡洋三郎) 質疑なしと認めます。おはかりします。議案第50号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。[「異議なし」の声あり]

○議長(政岡洋三郎) 異議なしと認めます。よって、議案第50号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、9月21日の本会議でお願いします。

日程第5 議案第51号 砥部町防災会議条例及び砥部町災害対策本部条例の一部改正について

(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長(政岡洋三郎) 日程第5議案第51号砥部町防災会議条例及び砥部町災害対策本部条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。原田総務課長。

○総務課長(原田公夫) 議案第51号砥部町防災会議条例及び砥部町災害対策本部条例の一部改正について。砥部町防災会議条例及び砥部町災害対策本部条例

の一部を改正する条例を次のように定める。平成 24 年 9 月 13 日提出、砥部町長中村剛志。

提案理由でございますが、災害対策基本法の一部が改正されたため、提案するものでございます。内容としましては、防災会議と災害対策本部の役割の見直しということでございます。新旧対照の方をご覧ください。今回第 1 条としまして、防災会議条例の一部を改正でございます。第 2 条 2 号（2）に町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集することという文言がございます。この部分につきましては、災害対策基本法の条例中に謳われました。そういうことで、今回それに代わるものとして、平時において防災に関する諮問機関としての機能を明記するため、改正しております。改正案の方でございますが、2 号町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。それと、3 号としまして、前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べることと。こういったものが追加されております。また、第 3 条 5 項 7 号におきまして、新しく自主防災組織を構成するもの、または学識経験のある者のうちから、町長が任命する者。6 項としまして、その人数は 1 人というのを追加しております。これにつきましては、現在充て職となっております防災機関の職員のほか、地域防災計画策定等への多様な主体の参画という意味で、今回自主防災組織または学識経験のある者を追加したものでございます。続きまして、裏側になりますが、第 2 条としまして、災害対策本部条例の一部改正でございます。これにつきましては、条例中引用しております条項が改正によりまして変わりましたので、それを整備するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。〔質疑なし〕

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第 51 号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第 51 号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、9 月 21 日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第 6 議案第 52 号 平成 24 年度砥部町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 7 議案第 53 号 平成 24 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 議案第 54 号 平成 24 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第9 議案第55号 平成24年度砥部町公共下水道事業会計補正予算(第2号)

日程第10 議案第56号 平成24年度砥部町水道事業会計補正予算(第2号)

(説明、質疑、各常任委員会付託)

○議長(政岡洋三郎) 日程第6議案第52号から日程第10議案第56号までの平成24年度補正予算に関する5件を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長(松下行吉) 私の方から議案第52号、53号、54号の3件の補正予算についてご説明させていただきます。内容につきましては、お手元の方に資料として補正予算の概要にまとめてございますが、こちらの方は後ほどご覧になっていただきまして、今回は一般会計補正予算、それぞれの補正予算書の方で説明させていただいたらと思います。まず、一般会計補正予算第2号の方をご用意ください。1ページをお願いいたします。議案第52号平成24年度砥部町の一般会計補正予算第2号は次に定めるところによる。第1条としまして、歳入歳出それぞれ3,248万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ69億2,644万1千円とするものでございます。平成24年9月13日提出、砥部町長中村剛志。3ページの方をお願いいたします。歳出でございますが、2款総務費から10款教育費までそれぞれ追加になっております。主なものとしましては、6款農林水産業費135万5千円の増額でございますが、町民農園進入路の舗装でございます。7款商工費の方では、1,211万円の増額補正がございまして、商工会館エレベーター整備に対する町からの補助金でございまして、8款土木費では、1,060万円の増額でございまして、生活道路五本松線の整備など、道路関係の整備費でございまして、それから、10款教育費の方でございまして、274万9千円の増額補正、陶街道五十三次のかるた製作費などを入れております。以上合計3,248万9千円の増額補正でございまして、この財源につきましては、2ページの方、地方交付税、分担金及び負担金等、それぞれ入れておりますが、この中で一般財源として取り扱っておりますのは、9款交付税のところの2,284万6千円と、19款諸収入のうち、889万2千円、これは後期高齢者療養給付費の前年度の精算金でございましてけれども、を一般財源として取り扱っております。合計3,173万8千円を一般財源としておるものでございます。一般会計については以上でございます。

続いて、後期高齢者医療特別会計の補正予算第1号をご用意ください。1ページをお願いいたします。議案第53号平成24年度砥部町の後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出それぞれ44万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ2億700万5千円とするものでございます。平成24年9月13日提出、砥部町長中村剛志。3ページをお願いいたします。歳出でございまして、1款総務費の1項総務管理費44万1千円を増額するものでございまして、これにつきましては、広域連合の方の高齢者医療システム更新と言いますか、新たなシステムにすることに伴いまして、町で単独導入している分がございまして、

その分の更新をするものでございまして、財源は2ページにございますとおり、全額一般会計からの繰入金で賄うこととしております。後期高齢者医療特別会計の補正については以上でございます。

次に介護保険事業特別会計の補正予算第1号をご用意ください。1ページをお願いいたします。議案第54号平成24年度砥部町の介護保険事業特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。第1条にございますように、保険事業勘定は歳入歳出それぞれ3,136万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ18億124万3千円とするものでございます。平成24年9月13日提出、砥部町長中村剛志。この3ページをご覧いただきたいのですが、歳出でございますが、2款給付費で200万円の増額をしております。介護予防住宅改修費の負担金分200万円を増額しております。それから4款地域支援事業で7万2千円の増額ですが、これは介護相談員報酬を増額しております。5款基金積立金では、介護の運営基金積立として、2,091万4千円を増額しております。7款諸支出金の方でございますが、前年度交付金精算のため、その超過分837万8千円を返還するということとしております。合計3,136万4千円でございます。この財源については、2ページのとおりでございます。今回は8款繰越金2,164万8千円で、これが主なものとなっております。私の方は以上で終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 日浦生活環境課長。

○生活環境課長（日浦昭二） それでは私の方から議案第55号、56号について説明をさせていただきます。議案第55号の方から説明をさせていただきます。議案第55号でございますが、平成24年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第2号でございます。第1条で平成24年度砥部町公共下水道事業会計の補正予算は次に定めるところによる。債務負担行為でございます、第2条ですが、債務負担行為をすることができる事項、期間、及び限度額は次のとおりと定める。表でございます。事項は公営企業会計システムの構築及び制度改正対応支援業務委託に対する債務負担。期間は平成25年度。限度額は775万円でございます。これにつきましては、補正予算の概要8ページの方をご覧ください。8ページの一番上でございますが、債務負担行為補正、これは議案第56号水道事業会計補正予算第2号にも同様の内容がありますので、合わせて説明をさせていただきます。地方公営企業会計の基準が見直され、平成26年度の予算及び決算から適用されることとなりました。主な変更点は次のとおりです。借入資本金を資本から負債に計上、借入資本金の廃止でございます。みなし償却制度の廃止。それとキャッシュフロー計算書の導入、予算書及び決算書に関するものでございます。今の会計システムでは新基準に対応できないため、次のシステムを再構築するものでございます。まず水道事業会計でございますが、愛媛電算のシステムを利用しております。会計システム、資産管理システム、使用料システムがございまして、公共下水道事業につきましては、日本上下水道設計のシステムを利用しております。会計システムと資産管理システム、それと使用料システム受益者負担システム、これに

つきましては、愛媛電算でございますが、こういうシステムがございますが、四角で囲っております会計システム、資産管理システムにつきまして、これらのシステムを新基準に対応できるように再構築するものでございます。平成25年4月当初から構築に着手しまして、同年度中に稼働させるため、公共下水道事業会計と水道事業会計に債務負担行為を設定し、24年度中に技術提案業者の公募をし、指名業者の選定、入札、契約まで行うものでございます。なお、両事業会計でシステムを統一することとしまして、構築費用は折半としております。また、見直し項目が多岐にわたることから、専門家による支援を受けることとしております。補正予算書1ページの方にお戻りください。平成24年9月13日提出、砥部町長中村剛志。以上が議案第55号でございます。続きまして議案第56号1ページをご覧ください。平成24年度砥部町水道事業会計補正予算第2号についてでございます。第1条では、平成24年度砥部町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。第2条、平成24年度砥部町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。支出でございますが、第1款第1項営業費用を210万円増額し、2億5,068万4千円とし、支出合計を3億761万6千円とするものでございます。この210万円の増額でございますが、地方公営企業会計の基準の見直しにより、みなし償却制度が廃止されたため、固定資産台帳の整理に関する業務を委託するための経費でございます。水道事業会計は昭和43年に法適用の企業会計となり、40年以上が経過しまして、固定資産の数も687件と多いため、再調査を行い、新しい制度に対応するものでございます。次に、債務負担行為第3条でございますが、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定めるということで、事項が公営企業会計システムの構築及び制度改正対応支援業務委託に対する債務負担。期間が平成25年度、限度額が775万円ということで、これは水道事業会計で説明させていただきましておりでございます。平成24年9月13日提出、砥部町長中村剛志。以上で議案第52号から56号補正予算の説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたが、ここでしばらく休憩します。再開は10時40分の予定です。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時40分

○議長（政岡洋三郎） 再開をします。質疑を行います。質疑はありますか。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 場合によったらちょっと引用するところが、民生費のところでしたいんですが、答弁ができない分についてはあえて申し上げませんので、お尋ねだけさせていただきたいと思いますが、許可をできましようか。民生費の中

です。

○議長（政岡洋三郎） はい。

○16番（三谷喜好） ありがとうございます。一般会計の民生費の中ですね。補正の。よろしいでしょ。

○議長（政岡洋三郎） はい。

○16番（三谷喜好） 1つはページ数はもうこれ、何ページやったですか、いわゆる、私がお尋ねするのは保険健康課にあれするのか、福祉課になにするか、似たようなあれでございますので、1つお尋ねしたいのは、今母子、母と子の家庭は医療費の制度のあの補助がございますが、父子家庭のいわゆる制度的なものは今後の見通し、あるいはどうなのか、いうのがまず第1点、これはもうあれ外ですから、わからんことやったら答えんでもいいですよ。第2点。高額医療についてですが、高額医療ちゅうのは我々に理屈の上ではわかっております。将来私が高額医療受けるであろうじゃの予測も立ちません。これは一回かかって初めてわかることですね。これともう1つ、いわゆる入院して、町県民税を負担しておらん家庭にはこういう部分で免税されますよというところがあるんですよ。これも本人があれが変わって申請せんといかんのです。ほんとはあんたところこじゃからと言うてくれたらえんですが、あくまで自分の申請が原則になっておりますが、これもすうり、22年度でも、これだけのことですから、難しいかもしれませんが、お尋ねをしていきたいのと、今後のこの高額医療制度、母子制度、いずれにつきましても、避けて通れない問題点でございます、できれば12月、これについてより詳しく質問して、最後の議場を去る前の質問にしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 大野保険健康課長。

○保険健康課長（大野哲郎） ただいまの三谷議員さんのご質問についてでございますが、十分なお答えになるかどうかわかりませんが、手持ちの資料でお答えしたいと思います。父子家庭への医療補助でございますが、現在砥部町は行っておりません。これは実は私どもの課においても検討課題ということで、2、3年前から情報収集しておることがございます。恐らく現在も一緒だと思うんですが、昨年の段階で愛媛県内では東温市が実施をしておるのみです。他のところでは実施をまだしておりません。当然国県の補助制度はございませんので、東温市の単独事業と言うことで実施しておるようです。現在父子家庭というのは、私どもの医療補助の分野ではございませんが、介護福祉が所管しております児童扶養手当、これについてはすでに2、3年前ですか、法律が改正になりまして、母子と同じように父子も対象になっておるといようなことで進んでおるんですが、まだ医療補助については進んでないというのが実情でございます。私どもの課においても、調査研究をしておる最中と言うふうなところでございます。それから、高額医療費についてでございますが、高額医療費というのはなかなか制度自体が非常に複雑になっております。この原因というのがやはり経済的に苦しい方に対す

る助成というような意味でこの高額医療制度が作られておるものですから、その経済的な負担度合いを調べるという、当然それからそのご家庭の事情、国保の負担割合の問題、いろんな問題が絡んで参ります。大きく分けて2つ制度がございまして、1つは先ほど三谷議員さんがおっしゃられた、ご指摘されました申請によるものでございます。もう1点がこれも当然一番最初は申請が必要でございしますが、減額認定証というような名称のものがございます。それはあらかじめその、ほとんどの場合医療機関の方から患者さん、被保険者の方に情報が入りまして、恐らくその1医療機関で限度額を超えそうなどという見込みがあつて、役場でその手続きをされたらどうですかということで、役場に手続きに来られます。限度額認定証というふうなものを発行させていただきます。その場合は、その限度、当然所得基準というのがありますので、それがわかるような表記がなされてるわけなんです、その方の限度額を超える分については、医療機関は本人には請求しない、ということで、低い低額負担というふうなことになると思います。その場合、医療機関はそういう限度額を越えたものを含めて、直接私どものところへ請求をしていただくと。したがって、手持ちのお金がいないという制度であります。もう一点は、これが申請制度によるものなんです、この場合は複雑な、ちょっとこれなかなかうまく説明できないんですが、まず1点は、ひと月が単位になっております。高額医療費というのはひと月単位でございまして。それから、1つの医療機関、しかもその例えば外科とか内科が分かれておると別になります。歯科とか、それもまた別。かなり細かく分けられます。そういう計算方法に制度上なっております。複数の医療機関にかかっていると、その1医療機関でわかりませんから、当然1医療機関で来れない場合もまとめると超えるというふうなことが出ますので、最終的にはそれらの診療報酬の請求が行く先が県の国保連合会にまとまります。この段階で計算を起こしまして、超える場合には2カ月遅れで私どもの方に連絡があります。連絡があつたものについて、ハガキでご本人にこうこうした金額、支給見込みという金額が入っておりますが、それが出る可能性がありますので、ご来所くださいという案内を差し上げます。これは毎月差し上げることになっております。したがって、毎月ご来庁頂かないといけないわけですが、当然請求の時効が2年余りありますので、その間にまとめてあとで申請に来られる方もいらっしゃいます。そういったものがこの高額医療の制度ということでございます。ご質問のお答えになったかどうかわかりませんが、以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） はい。今のに関連すること。はい。

○16番（三谷喜好） 色々ご説明いただきまして、突然でございまして無理な話もありました。要は、今申請制度っちゃうので、老老介護がかなりあるわけですね。ほいたらそういうハガキが来ても、理解できないんですね。痴呆が進んでくるとかいうて。まあこれ具体的なことについてはまたの機会に述べますけれど、まあそういうふうに溜めて来るのは知らずその今さっき言われたようにね、何カ

月もためてますよという人には、やっぱり一口申請忘れとん、あれじゃないでしょうかという声をかけるの。やっぱりそういう親切、まあいろいろ心配事相談とかいろんな相談事がありましようけども、やっぱりそういう親切も提供してあげるのが1つのサービスじゃないかということを考えております。それはいろんな申請するちゅうことはね、我々には文章では見とってもしもいざその時になったらなかなかこれができないもんですからね。やっぱりそこらも制度が十分に利用できるように、やっぱりこれも行政の指導の中で、1つ頑張っていたきたい。突然な質問でございまして、ありがとうございます。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 他にございませんか。8番栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） ちょっとお尋ねしたいんですが。保険健康課長。ちょっとお尋ねしたいんですが、あのですね、今あの砥部町は、あと11月ぐらいから、あれ65歳以上かな、風邪ひきの予防接種、予防注射、70歳から、65歳、やっといね。それはそれとしていいんですが、いいことなんです、あの今高齢者が亡くなる言うたら癌か、まあこれ癌はまあ若い人も亡くなるんじやけど、癌か肺炎なんですよね。最近、肺炎に対して高齢者に予防接種、風邪ひきの予防接種みたいに予防接種をしたら、5年間効くというあれがちょっと新聞にも出とったんですが、砥部町も、非常に私らもこれは今年の春健康増進センターのあれで、診断なんか受けたりもしたんですけど、非常によくやっていただいとんなんですが、そういう助成をして、肺炎を予防するというようなお考えあるんかないんか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（政岡洋三郎） 大野保険健康課長。

○保険健康課長（大野哲郎） ただいまの栗林議員さんのご質問についてでございますが、いわゆる肺炎球菌に影響される肺炎ということでございまして、ちょうどあの、最近小児用の肺炎球菌ワクチンの予防接種が任意ということで始まったわけなんです、実はその大人版のようなものがすでに以前からございます。ただ、法律上の任意接種というようなことで、まだ法定化されてはございません。砥部町においても2、3年前からそういう情報が入ってきておりますので、これについても調査研究をしておるといところでございまして。まだあの独自に、所謂、町単独ということでございますので、独自に進めるということまではいってないんですが、県内では伊方町が町民に対して接種をしておるとい、それに対して公費補助をしておるといようなことには聞き及んでおりますが、まだ現段階ではすぐにといふうな段階ではございません。

○議長（政岡洋三郎） 他にございませんか。8番栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） ありがとうございます。県内でも伊方もやられておるといことで、最近あのちょっと死因をですね、色々聞くと、非常に肺炎がちょっと多いような気がするんですよ。私もその1回接種したら5年間効くということだけからわからないんです、いくら金があるんか、かかるんか、そんなの全然調べてないんですけど、そういう伊方もそういうことやっておるんやったら、1つ

町民の健康のためにですね、ちょっと調べていただいて、できるものなら健康のために早めに取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（政岡洋三郎） 他にございませんか。1番佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） この補正予算の概要のところではいくつかお尋ねをいたします。7款の商工費で、商工会館にエレベーターの整備のための助成が1,211万計上されるように予定されておりますが、このエレベーターの大きさと言いますか、例えば何人乗りとかいうふうなもの、大きさがどのようなものを教えてください。それから8款の土木費のところ、生活道路五本松線のところに、マンホールのふたの取り換え7箇所というふうにあります。このマンホールのふたってというのは、こう1個いくらと言いますかね、金額的なことと、それから耐用年数のようなものが、もちろんその場所場所によって色々あるんだろうと思うんですが、なんか取り換えをする一定の基準のようなものがあるのかどうか。それから10款の教育費のところ、五十三次かるたを作るというふうに出ておりますが、どのぐらいの数を作るのか、それからその活用方法ですね、どういうふうにこれを活用されるのか教えてください。それからもう1点。真民記念館で観覧券共通券の増刷というふうなことで出ておりますが、初回にどれぐらいこれを作ったのか、それから今回この21万5千円でどれぐらいの数が予定されてるのか。以上です。よろしくお願いします。

○議長（政岡洋三郎） 萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 佐々木議員さんのご質問にお答えします。まず商工会館の昇降機、エレベーター設置でございますが、積載荷重600kg。通常1人65kgで計算しますと、9人乗りということで、車いすも全部入るような形で、規模でございます。この9人乗りのエレベーターは通常マンションとかに多く設置されておる形のエレベーターでございます。次に五本松の生活道路でございますが、創作館からの五本松より昭和40年代に御幸団地ということで、道路が開発が一部都計外とされました。ただこのマンホールは7か所ありますけれども、ふつうのマンホールではありません。コンクリートをそのまま上に乗せたという形の中で、昔昭和40年代に設置されたところで、段差ができてます。舗装についても農道生活道路でございますので、私の方でバックアップはしたことありませんので、元々行き詰まりの分、4m、奥だけは4mありまして、そこからはもう2mとか1mということで、車が通れませんが、住宅が相当そこに張り付きました。今回緊急でマンホールとの段差ができておるといことで、緊急で9月補正今回にお願いした状況でございますので、よろしくお願いします。で、耐用年数、マンホールというのは先ほど申し上げたとおり、コンクリートでございますので、劣化して割れたりひび割れたらもう劣化するというので、通過交通の重さ、つまり車とかの重さによって、相当劣化の程度は違いますのでご理解を頂けたらと思います。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 坪内教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（坪内孝志） それでは佐々木議員さんの質問にお答えします。まず、かるたの陶海道五十三次かるたの冊数ですが、500 セット予定しております。利用方法としましては、町内の保育所、幼稚園、小学校及び中学校に配布の予定にしております。小学校で237セット、それから幼稚園で30セット、保育所で35セット、中学校で100セット、教育委員会の予備ということで98セット予定しております。それから、利用方法としましては、作成に関わっております小学校中学校を始め、保育所、幼稚園、小学校中学校で活用することによりまして、自分達の住む地域の特徴や自慢できるもの、事柄を知って、身近な地域に対する関心や愛着心を養成するというようなことを目的にしております。続きまして、坂村真民記念館の鑑賞券、共通券の冊数ですが、今手元にはありません。元いくら枚数作っているかということは前年度で総務課の管轄のところの時に作っていることなのでちょっと私まだわかりません。ただ、今回作りますのは鑑賞券で、一般、高齢者用で3種類あるんですが、各2千枚。それから共通券、これは伝統産業会館の共通券になりますが、これも一般、高齢者用で一般が1千枚、高齢者用2千枚を予定しております。以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 佐々木議員さんの鑑賞券の枚数でございますが、前年度においてまず小中学生用6千、高校大学6千、高齢者6千、一般を2万1千、招待券3千、あと共通券は6千枚ということで、通常の招待券含めまして4万2千枚と、あと共通券が6千枚ということでございます。

○議長（政岡洋三郎） 1番佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） どうもありがとうございます。あの、今の、特に今回がですね、千枚とか2千枚とかいう単位で、無くなったらまた同じように作るということにたぶんなるんですよね。なんかあの、もう少しこういうものですからまとまって作ってもそんなに費用はかからないと思うんで、もうちょっと思い切って作った方がいいかなと個人的には思ったりはしたんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 坪内事務局長。

○教育委員会事務局長（坪内孝志） 佐々木議員さんの質問にお答えします。もっと作ったらどうかということなんですが、一応今の残りと合わせまして、今年度分、少なくとも今年度分足りるものについて今回は印刷をして、鑑賞券、共通券とも印刷を考えております。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 他にございませんか。6番山口元之君。

○6番（山口元之） ちょっとお尋ねします。ええとあの、坂村真民記念館の運営協議会報酬14万円。これ当初にも7万円ぐらい組んどったと思うんですけど、大体これ1人どのぐらい見てるんですか。それとですね、維持費として1,400万円ぐらいお金組んでたと思うんですよ。これは運営費でこの前にも出てきて、ほん

でまたこの次、今日もまた記念館費として出てきよるけど、その運営するにどのぐらいお金を見て運営してるんです。もういりしに出すんですか。そこんとこ2つ。

○議長（政岡洋三郎） 坪内事務局長。

○教育委員会事務局長（坪内孝志） 山口議員さんの質問にお答えします。まず運営委員さんの手当てにつきましては、1人7千円を予定しています。10人分で当初で7万円を予定しておりました。で、今回もう2回分、10月と今年度3月に運営協議会、今年度の、次の企画展替えの運営協議会、それから来年度以降の運営協議会の協議ということで、もう2回予定をしておりました、今回2回分14万円を予定しております。計上させていただいております。それから、管理費用ですが、当初で上げておりました分で今年度消耗品と、賄えない分について、今年度消耗品等についてはこれに賄える分と考えて計上をしております。以上です。よろしくお願ひします。

○議長（政岡洋三郎） 6番山口元之君。

○6番（山口元之） 審議員さんで委託するんであれば、年間いくらかというふうな予算を組むべきで、1回いくらか組んで今やっとなる言いよるようですが、ずっとそれでいくんですか。それとですね、今もうほたらこれからこの運営費というか、こういう費用はもうないということなんですか、今年は。

○議長（政岡洋三郎） 坪内事務局長。

○教育委員会事務局長（坪内孝志） 失礼します。山口議員さんの質問にお答えいたします。委員報酬については、非常勤特別職の条例で7千円、1回7千円ということで決まっておると思います。それから、もうあと補正はないかということやと思うんですが、10月に次の企画展替え、3月に次の企画展替えを予定しておりますが、その件につきましてその展示替え費用の予算を補正を計上する予定にしております。以上です。よろしくお願ひします。

○議長（政岡洋三郎） 他にございませんか。3番松崎浩司君。

○3番（松崎浩司） 6款農林水産業費の砥部陶街道ふれあい農園の進入路舗装につきましてお尋ね致します。私もここは地元でございますので何回か見学に行きました。2区画だけがまだ契約していないということで、非常に滑り出しも上々というふうに理解しております。で、使っている方のご意見を聞きますと、やはり33号から入りますと、入ってから右の方にカーブを切りますと、左側がみかんの園地なんですね。ですからみかんのその葉っぱなどに車が当たるので、拡幅も同時に検討していただきたいというようなことがありました。それともう1点はやはりそこで駐車場で車を置いて、作業をして、じゃあ帰る時にまた33号の方に行く、砥部向いて行く時はやっぱりここは結構皆さん車のスピードが速いんですね。ですからそれだったらまだふれあい農園を越えて拾町の小泉小児科と言われるところまで行って、そこから33号に行った方が交通事故の心配もないというふうなことを、私はそのように理解いたしました。そこで、そういう小泉小児科まで

の舗装とか、道路の拡幅というようなことは、お考えじゃないんでしょうか。お尋ねします。

○議長（政岡洋三郎） 萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 松崎議員さんのご質問にお答えします。まず道路の進入路、入り方、その次に来る時、こととということで、今回私どもの抽選会を開くときにですね、その場所をですね、もう開くときにみなさんに交通事故に遭わないようにということで、南から来たら当然、北に向かって高架の下を回って回って、南に向かって下さいと。砥部寄りから松山向いて来る人はそうして、ということで、交通の流れまでお願いしてこれで侵入してくださいねということで、安全確保のための説明会をしました。そしてもう1点、拡幅でございますが、私どもの方は今のところ拡幅の考えは持っておりません。理由につきましては、皆さんにもここは大型の自動車を通るところじゃないですよということで、そういう形の中で、作業できる車で来て下さい、軽自動車等で来て下さいということで、お願いをしております。そして、ここに地元からの一部の声もございます。裏道として全部町が舗装してしまったら、使われる場合もあるから、町民にはいろいろな意見があると思っております。私どもの方はコミュニティ農園までは当然サービスのために、当然利用する人のサービス、そのために、今回補正をお願いした状況でございます。一応あそこは砂利道と言いながら横に水路があつてかまぼこ状態になってます。タイヤが通るところだけが下になって、真ん中が盛り上がった形になっております。今回それを回避するための舗装ということで特別にお願いしとる状態でございますので、今後いろいろな意見を聞きながら、どうなるかわかりませんが、私どもの方は検討したいと思っておりますので、よろしくお尋ねいたします。

○議長（政岡洋三郎） 他にございませんか。以上で質疑を終わります。

おはかりします。議案52号から議案第56号までの平成24年度補正予算に関する5件については、所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第52号から議案第56号までの平成24年度補正予算に関する5件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、9月21日の本会議でお願いいたします。

~~~~~

日程第11 議案第57号 平成23年度砥部町水道事業剰余金の処分について

日程第12 認定第1号 平成23年度砥部町一般会計決算認定について

日程第13 認定第2号 平成23年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第 14 認定第 3 号 平成 23 年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第 15 認定第 4 号 平成 23 年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について

日程第 16 認定第 5 号 平成 23 年度砥部町とべの館特別会計決算認定について

日程第 17 認定第 6 号 平成 23 年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について

日程第 18 認定第 7 号 平成 23 年度砥部町梅野奨学資金特別会計決算認定について

日程第 19 認定第 8 号 平成 23 年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定について

日程第 20 認定第 9 号 平成 23 年度砥部町浄化槽特別会計決算認定について

日程第 21 認定第 10 号 平成 23 年度砥部町公共下水道事業会計決算認定について

日程第 22 認定第 11 号 平成 23 年度砥部町水道事業会計決算認定について  
(説明、質疑、委員会付託)

○議長（政岡洋三郎） 日程第 11 議案第 57 号平成 23 年度砥部町水道事業剰余金の処分について及び日程第 12 認定第 1 号から日程第 22 認定第 11 号までの平成 23 年度決算認定 11 件についてを一括議題とします。本案について説明を求めます。日浦生活環境課長。

○生活環境課長（日浦昭二） それでは議案第 57 号について説明をさせていただきます。平成 23 年度砥部町水道事業剰余金の処分についてでございます。次のとおり平成 23 年度砥部町水道事業剰余金を処分することについて、議会の議決を求める。平成 24 年 9 月 13 日提出、砥部町長中村剛志。

水道事業会計の決算につきましては、このあと会計管理者より説明がございませし、本年度も決算特別委員会を開催していただくと聞いておりますので、決算特別委員会で詳細に説明させていただきますが、平成 23 年度砥部町水道事業会計決算書をちょっとご覧ください。決算書の 5 ページの一番下でございます。当年度末処分利益剰余金でございますが、2,732 万 8,095 円でございます。続きまして、7 ページをご覧ください。平成 23 年度砥部町水道事業剰余金処分計算書案でございます。この内容を議案書に掲載しているものでございます。議案書の方にお戻りください。1 といたしまして、当年度末処分利益剰余金 2,732 万 8,095 円。2 といたしまして、利益剰余金処分額（1）減債積立金 1,400 万円。（2）建設改良積立金 1 千万円。合計 2,400 万円を積み立てます。3 といたしまして、翌年度繰越利益剰余金は、332 万 8,095 円となるものでございます。提案理由でございますが、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により提案するものでございます。ちょっと説明を付け加えさせていただきますが、従来剰余金の処分につきましては、決算の認定 1 議案を上程いたしまして、認定と合わせまして剰余金の処分についても議決をいただいた取り扱いを行って参りましたが、平成 24 年 4 月 1 日から地

方公営企業法の一部改正が施行されまして、資本制度の見直しが行われましたので、今議会から剰余金の処分と決算認定を別々に上程するものでございます。以上で議案第 57 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 東岡会計管理者

○会計管理者（東岡秀樹） 私の方からは認定第 1 号から認定第 11 号までの平成 23 年度一般会計、特別会計及び企業会計の決算認定についてご説明をさせていただきます。決算認定につきましては、本年も決算特別委員会を設置してご審議いただけると伺っておりますので、先に配布させていただいております議案概要、こちらの方で説明させていただきますので、よろしく願いをいたします。それでは議案概要書の 4 ページをお開きください。認定第 1 号平成 23 年度砥部町一般会計決算認定についてご説明をいたします。歳入 82 億 4,108 万 7 千円。歳出 76 億 1,193 万 6 千円。差引額が 6 億 2,915 万 1 千円となっております。継続費通次繰越額は砥部中学校改築事業の繰越でございまして、2 億 6,003 万 9 千円。繰越明許費繰越額は 11 件分の事業の繰越で 3,906 万 8 千円となっております。実質収支は 3 億 3,004 万 4 千円となっております。なお、実質収支額のうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額は 1 億円でございます。歳入歳出差引額で 27.9%の減。実質収支も 54.5%の減となっており、収支差額、実質収支ともに前年度より下がっております。これは決算剰余分を財政調整基金へ 4 億円、編入する措置を取ったことにより、繰越金が大幅に減り、実質収支の減少につながったことと、中学校改築事業の通次繰越と 11 件の明許繰越事業があったことが大きな要因となっております。主な基金積み立てでございますが、財政調整基金の方へ 4 億 91 万 8 千円。坂村真民記念基金へ 700 万円。公共施設更新準備基金へ 5 億 127 万 1 千円の積み立てをいたしております。また、基金の取り崩しを行っております。主なものですが、財政調整基金から 5 億円を取り崩し、公共施設更新準備基金へ移し替えをしております。坂村真民記念基金では記念館建設事業の財源として、4,700 万円の取り崩しを行っております。続きまして、認定第 2 号平成 23 年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定についてご説明いたします。まず事業勘定でございますが、歳入 23 億 6,348 万 2 千円。歳出 23 億 3,800 万円。差引、実質収支とも 2,548 万 2 千円となっております。歳入は前年より約 700 万円の微増。歳出の方は医療費の増加によりまして前年より約 1 億円の増となっております。財政調整基金の残高でございますが、1 億 6,040 万 1 千円となっております。次に直営診療施設勘定でございますが、歳入 8,715 万 4 千円。歳出 8,714 万円。差引、実質収支とも 1 万 4 千円となっております。続きまして、認定第 3 号平成 23 年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定についてご説明いたします。歳入 1 億 9,046 万 2 千円。歳出 1 億 8,541 万 5 千円。差引、実質収支とも 504 万 7 千円となっております。続きまして、認定第 4 号平成 23 年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定についてご説明いたします。まず保険事業勘定でございますが、歳入 17 億 5,041 万 8 千円。歳出 17 億 2,787 万 9 千円。差引が 2,253 万 9

千円となっております。繰越明許費繰越額が 89 万円で、実質収支は 2,164 万 9 千円となっております。事業運営基金でございますが、4,306 万 6 千円の取り崩しをいたしております。基金残高は 6,055 万 6 千円となっております。また、介護従事者処遇改善臨時特例基金を 89 万円取り崩しをいたしまして、基金残高は 0 円となっております。なお、この基金につきましては 23 年度で廃止となっております。次に介護サービス事業勘定でございますが、歳入 4,009 万 7 千円。歳出 3,836 万 1 千円。差引、実質収支とも 173 万 6 千円となっております。居宅介護サービス利用延べ人数は 3,373 人でございます。続きまして認定第 5 号平成 23 年度砥部町とべの館特別会計決算認定についてご説明いたします。歳入 4,731 万 7 千円。歳出 3,959 万 1 千円。差引、実質収支とも 772 万 6 千円となっております。23 年度は運営基金 688 万 9 千円を積み立てをいたしております。基金残高は 1 億 6,099 万 4 千円となっております。動物園の入園者でございますが、対前年で 3 万 8,683 人の減少となっておりますが、売店収入の方は約 90 万円の微増でございます。続きまして、認定第 6 号平成 23 年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定についてご説明をいたします。歳入 5,726 万 8 千円。歳出 5,051 万 8 千円。差引、実質収支とも 675 万円となっております。23 年度は源泉井戸の洗浄の工事を行っております。この工事の財源として運営基金を 1,110 万 9 千円の取り崩しを行っており、基金残高は 1,081 万 5 千円となっております。利用者でございますが、11 万 555 人で前年より 1 万 2,906 人の減少しております。この要因は源泉井戸の洗浄工事におきまして、44 日間休館したことが大きく影響しているというふうに思っております。5 ページお願いいたします。続きまして、認定第 7 号平成 23 年度砥部町梅野奨学資金特別会計決算認定についてご説明申し上げます。歳入 255 万 8 千円。歳出 255 万円。差引、実質収支とも 8 千円となっております。12 人の高校生に対し、給付を行いました。なお、基金残高は 278 万 8 千円となっております。続きまして、認定第 8 号平成 23 年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定についてご説明いたします。歳入 2,034 万 2 千円。歳出 2,033 万 4 千円。差引、実質収支とも 8 千円となっております。続きまして、認定第 9 号平成 23 年度砥部町浄化槽特別会計決算認定についてご説明いたします。歳入 1 億 2,542 万 3 千円。歳出 1 億 757 万円。差引、実質収支とも 1,785 万 3 千円となっております。23 年度には保守点検事業運営基金の方へ 1,004 万 2 千円の積み立てをいたしまして、基金残高は 5,227 万 1 千円。また集中浄化槽の町有施設管理基金でございますが、上野集中浄化槽清掃料の財源とするために、624 万 5 千円の取り崩しをいたしております。基金残高は 1 億 1,942 万 6 千円となっております。続きまして、認定第 10 号平成 23 年度砥部町公共下水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。収益的収入 1 億 1,968 万 7 千円。収益的支出 1 億 2,015 万 2 千円。資本的収入が 5 億 2,646 万 3 千円。資本的支出 4 億 8,763 万 4 千円となっております。特例的支出は 1,953 万 4 千円でございます。平成 22 年度公共下水道特別会計からの引受金を充当いたしております。3 月末の接続率は 57% となっております。

まして、引き続き接続率の向上に努めて参ります。続きまして、認定第 11 号平成 23 年度砥部町水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。収益的収入 3 億 2,523 万 8 千円。収益的支出 2 億 9,886 万 8 千円。資本的収入 718 万 6 千円。資本的支出 1 億 4,216 万 3 千円となっております。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は資本的収支調整額、減債積立基金取り崩し額、建設改良積立基金取り崩し額及び過年度分損益勘定留保資金を補てんいたしております。以上で平成 23 年度各会計の決算認定の説明を終わらせていただきます。大変厳しい財政状況下でございますが、いずれの会計も引き続き行財政の効率的な運営に努めまして、健全財政が堅持できるように努力して参りたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎）　ここで監査委員決算審査の報告を影浦代表監査委員が行います。影浦代表監査委員。

○代表監査委員（影浦浩二）　決算審査のご報告を申し上げます。町長から審査に付されました平成 23 年度の砥部町一般会計、特別会計及び公共下水道事業会計、水道事業会計の決算並びに定額資金運用基金の運用状況について。中村茂監査委員とともに、去る 7 月 31 日、8 月 6 日、8 日、3 日間審査を実施いたしました。審査に当たっては、各担当課事務局より予算執行状況、事務事業の実績等の説明を求め、歳入歳出決算書と、関係帳簿、諸書類の照合確認などを行いました。審査の結果、各会計の決算はいずれの諸表も適正に表示され、計数的にも正確であると認められました。また予算の執行、財産の管理についても、おおむね適正妥当になされていると認められました。一般会計については、厳しい地方財政の状況下、計画的、効率的な行財政運営に努められ、良好な状況であったと見受けられました。主要財源である町税収入は、町民税の減収により前年度を少し下回っておりますが、徴収率は近年上昇しており、その率の県下市町における順位も上がってきております。担当者の方の努力の賜物と理解するところであり、今後とも公正な課税と徴収を行っていただきたいと思っております。特別会計については、国民健康保険や介護保険の事業費が増大しておりますので、レセプトやケアプランのチェック体制の充実などにより、適正な制度運営に努められることを期待いたします。公共下水道事業会計につきましては、企業会計方式の変更に後、初めての審査でありましたが、適正な入札執行などにより、経費の削減に努められていることがうかがえております。今後とも、多額の経費の投入が必要と見込まれますので、徹底した経費の節減とともに、接続率の向上に不断の努力を払われることを期待いたします。水道事業会計につきましては、堅実な運営に努められ、良好な状況であったと見受けられます。今後とも適正な事業の推進とともに、安定した水源確保に努めていただきたいと思っております。定額資金運用基金の運用状況につきましては、対象は砥部町奨学基金であります。設置の目的に従って、適正に運用されていると認められました。今後とも適正な運用に努めていただきたいと思っております。本町だけでなく、全国の自治体に言えることと思っておりますが、各種施設

の老朽化が大きな問題となっているようであります。かつてのような高度経済成長が見込めない今後におきましては、すべての施設の更新を行うことは難しいと思われませんが、必要な施設については、改築なり、改修を行っていかねばなりません。本町におかれましては、これに備えて公共施設更新準備金を造成されておりますが、今後とも目的を持った資金の確保に努められ、新中長期財政計画に沿った適正な財政運営を推進されることを期待いたします。その他詳細につきましては、審査意見書により、ご了承いただきたいと存じます。これで審査の報告は終わります。

○議長（政岡洋三郎） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。おはかりします。議案第 57 号及び認定第 1 号から認定第 11 号までの平成 23 年度決算認定に関する 12 件については、委員会条例第 6 条の規定により、監査委員をのぞく 15 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） よって、議案第 57 号及び認定第 1 号から認定第 11 号までの 12 件については、15 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。委員会の審査報告は 12 月定例会において委員長よりお願いします。

おはかりします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長において、佐々木隆雄君、森永茂男君、松崎浩司君、大平弘子君、西岡利昌君、山口元之君、政岡洋三郎、栗林政伸君、西村良彰君、土居英昭君、宮内光久君、井上洋一君、中島博志君、平岡文男君、三谷喜好君、以上 15 名を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よってただいま指名しました 15 人の方を決算特別委員会に選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して、決算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

休憩 午前 11 時 33 分

再開 午前 11 時 34 分

○議長（政岡洋三郎） 再開します。互選結果の報告をします。休憩中の決算特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元に参りましたので、ご報告します。決算特別委員会委員長に土居英昭君、副

委員長に大平弘子君が互選されました。ご協力のほどよろしく申し上げます。  
以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午前 1 1 時 3 5 分 散会

平成 24 年第 3 回定例会（第 3 日） 会議録

|                                                             |                                                                                                             |                                                                                          |                                                            |
|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 招集年月日                                                       | 平成 24 年 9 月 21 日                                                                                            |                                                                                          |                                                            |
| 招 集 場 所                                                     | 砥部町議会議事堂                                                                                                    |                                                                                          |                                                            |
| 開 会                                                         | 平成 24 年 9 月 21 日 午前 9 時 3 0 分 議長宣告                                                                          |                                                                                          |                                                            |
| 応 招 議 員                                                     | 1 番 佐々木隆雄<br>4 番 大平弘子<br>7 番 政岡洋三郎<br>10 番 土居英昭<br>13 番 中村茂<br>16 番 三谷喜好                                    | 2 番 森永茂男<br>5 番 西岡利昌<br>8 番 栗林政伸<br>11 番 宮内光久<br>14 番 中島博志                               | 3 番 松崎浩司<br>6 番 山口元之<br>9 番 西村良彰<br>12 番 井上洋一<br>15 番 平岡文男 |
| 不応招議員                                                       | なし                                                                                                          |                                                                                          |                                                            |
| 出席議員                                                        | 出席議員は、応招議員の 16 名                                                                                            |                                                                                          |                                                            |
| 欠席議員                                                        | なし                                                                                                          |                                                                                          |                                                            |
| 地方自治法<br>第 121 条第 1<br>項の規定によ<br>り説明のため<br>会議に出席し<br>た者の職氏名 | 町 長 中村 剛志<br>教 育 長 佐野 弘明<br>企画財政課長 松下 行吉<br>会計管理者 東岡 秀樹<br>志<br>介護福祉課長 重松 邦和<br>産業建設課長 萬代 喜正<br>広田支所長 丸本 正和 | 副町長 佐川 秀紀<br>総務課長 原田 公夫<br>戸籍税務課長 辻 充則<br>教育委員会事務局長 坪内 孝<br>保険健康課長 大野 哲郎<br>生活環境課長 日浦 昭二 |                                                            |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                          | 議会事務局長 正岡 修平                                                                                                |                                                                                          |                                                            |
| 傍聴者                                                         | 2 人                                                                                                         |                                                                                          |                                                            |

平成 24 年第 3 回砥部町議会定例会議事日程 第 3 日

・開 議

- 日程第 1 議案第 5 0 号 砥部町道路線の認定について
- 日程第 2 議案第 5 1 号 砥部町防災会議条例及び砥部町災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 5 2 号 平成 24 年度砥部町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 議案第 5 3 号 平成 24 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 日程第 5 議案第 5 4 号 平成 24 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 日程第 6 議案第 5 5 号 平成 24 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算(第  
2 号)
- 日程第 7 議案第 5 6 号 平成 24 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 陳情第 3 号 銚子ダムの維持管理費用について
- 日程第 9 発議第 2 号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書提出について
- 日程第 1 0 議員派遣について

・閉 会

平成 24 年第 3 回砥部町議会定例会

平成 24 年 9 月 21 日（金）

午前 9 時 30 分開会

○議長（政岡洋三郎） 現在の出席議員は 16 人です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

議案審議に入ります前に、9 月 13 日の本会議において、佐々木隆雄君が質問しました砥部町教育委員会点検評価報告書のスポーツレクリエーション事業費について報告を求めます。佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 失礼します。議案審議の前の貴重なお時間いただきまして、ご報告させていただきまします。去る 9 月 13 日の本会議におきまして、報告第 11 号平成 23 年度砥部町教育委員会の点検評価につきまして、佐々木議員さんから町主催のスポーツレクリエーション事業の決算額が、22 年度に比較いたしました、約半額で 100 万円余り減額となっておりますというふうなことでご質問をいただいております。その際に私が適切な答弁ができておりませんでしたので、改めてお答えをさせていただきます。この決算額の差の約 100 万円余りの金額でございますけれども、これのほとんどは前年度、22 年度に公用車、軽のハコバンを購入しておりまして、その経費 88 万円余りがここに計上されていたのが主なものでございます。残りにつきましては、それぞれの事業の決算の積算によるというものでございまして、実施いたしました事業の内容が大きく変化したものではございませんので、ご了承いただければというふうに思っております。適切な答弁ができてなかったことをお詫び申し上げまして、佐々木議員さんへの改めての答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） それでは、審議に入ります。

~~~~~

日程第 1 議案第 50 号 砥部町道路線の認定について
（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 日程第 1 議案第 50 号砥部町道路線の認定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） ご報告申し上げます。去る 9 月 13 日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第 50 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 50 号砥部町道路線の認定については、松山市久谷町乙 290 番 2 地先から砥部町大平 603 番 2 地先までの延長 31m を町道大平支線の起点部分として追加認定するものです。この起点部分は松山市の行政区域内に位置していますが、町道大平支線として認定することに対する松山市の承諾は得られています。よって、当該町道認定は適当と認められ、議案第 50 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ委

員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第 50 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第 50 号砥部町道路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第 2 議案第 51 号 砥部町防災会議条例及び砥部町災害対策本部条例の一部改正について

(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 日程第 2 議案第 51 号砥部町防災会議条例及び砥部町災害対策本部条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。宮内総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（宮内光久） ご報告申し上げます。去る 9 月 13 日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第 51 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 51 号砥部町防災会議条例及び砥部町災害対策本部条例の一部改正については、災害対策基本法の改正に伴い、砥部町防災会議条例及び砥部町災害対策本部条例の一部を改正する条例を定めるもので、砥部町防災会議条例に関しては、第 2 条防災会議の所掌事務の内容を「町長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議」し、「町長に意見を述べる」旨に改め、防災会議の委員について、第 3 条中において「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者」を加え、その定数を 1 人とする改正がなされています。その他、関連する条文整備がなされています。砥部町災害対策本部条例に関しては、災害対策基本法の条項を引用する箇所の条文を整備する改正がなされています。改正条例の内容は適正と認められ、よって、議案第 51 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第 51 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第 51 号砥部町防災会議条例及び砥部町災害対策本部条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 3 議案第 52 号 平成 24 年度砥部町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 4 議案第 53 号 平成 24 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 1 号）

日程第 5 議案第 54 号 平成 24 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算
（第 1 号）

日程第 6 議案第 55 号 平成 24 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第
2 号）

日程第 7 議案第 56 号 平成 24 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 2 号）
（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 日程第 3 議案第 52 号から日程第 7 議案第 56 号までの平成 24 年度補正予算に関する 5 件を一括議題とします。本案について委員長の報告を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） ご報告申し上げます。9 月 13 日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました補正予算 3 件について、審査の結果をご報告申し上げます。始めに、議案第 52 号平成 24 年度砥部町一般会計補正予算第 2 号のうち、当委員会所管の主な項目は、農林水産業費で、町民農園の進入路 113m の舗装工事費 135 万 5 千円を増額、商工費で、商工会館を高齢者や身体障害者に配慮した施設とするため、商工会が 600kg 対応エレベーターを整備する費用に対する補助金 1,211 万円を増額、土木費で、町道射場北川毛線他、生活道路五本松線の舗装補修工事費 1,060 万円を増額しています。次に、議案第 55 号平成 24 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第 2 号は、地方公営企業会計の基準見直しに伴う会計システムの構築及び制度改正対応支援業務委託の債務負担行為を設定しています。期間は平成 25 年度、限度額は 775 万円となっています。会計システムの再構築にあたっては、公共下水道と水道の両事業会計でシステムを統一するため、構築経費は折半することとなっています。次に議案第 56

号平成 24 年度砥部町水道事業会計補正予算第 2 号は、収益的支出で、地方公営企業会計の基準見直しに伴う固定資産再調査委託業務費 210 万円を増額し、会計システムを再構築するための業務委託の債務負担行為を設定しています。期間及び限度額は、公共下水道事業会計と同様、平成 25 年度 775 万円となっています。いずれも適正な補正がなされており、議案第 52 号、第 55 号、第 56 号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 宮内総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（宮内光久） ご報告申し上げます。去る 9 月 13 日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 52 号平成 24 年度砥部町一般会計補正予算第 2 号のうち、当委員会が所管する項目の主なものは、総務管理費で、岩谷区の有線放送施設更新に対する補助金 26 万 8 千円、生命の碧い星寄贈実行委員会負担金 170 万円を増額しています。生命の碧い星は、日中国交正常化 40 周年を祝し、実行委員会が砥部焼で制作した地球儀を中国に寄贈するもので、町はこれの運送費を負担するものであります。消防費では、消防団員の防火服 7 着を配備する経費 29 万 4 千円、消防団車両に積載する消防用ホース 14 本の更新費 45 万 1 千円を増額しています。教育費では、町内の小中学生が制作した読み札と原画を用いた「陶街道五十三次かるた」500 セットを制作し、各保育所、幼稚園、小中学校に配布する経費 77 万 3 千円、広田小学校多目的ホール屋上の防水改修工事費 125 万 1 千円、坂村真民記念館費として、運営協議会委員報酬、消耗品費、観覧券の印刷費など、72 万 5 千円を増額しています。補正総額 3,248 万 9 千円の財源については、地方交付税 2,284 万 6 千円、負担金 9 万円、国庫支出金 39 万 7 千円、諸収入 915 万 6 千円を増額しています。補正内容は適正と認められ、よって、議案第 52 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 西村厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西村良彰） ご報告申し上げます。9 月 13 日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました補正予算 3 件について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 52 号平成 24 年度砥部町一般会計補正予算第 2 号のうち当委員会が所管する項目の主なものは、民生費、老人福祉関係で、老人憩いの家の管理委託先を地元老人クラブからシルバー人材センターに変更したことによる、委託料不足額 45 万 2 千円を増額し、国民年金関係で、国民年金適用関係届出書の電子媒体化による、システム改修委託料 25 万 2 千円を増額、児童福祉関係では、広田地区における放課後児童クラブを 10 月から広田老人憩いの家において実施するための、指導員 1 名分の賃金などの経費 66 万 6 千円、私立幼稚園への入園児増加に伴う、私立幼稚園就園奨励費補助金 66 万 9 千円を増額しています。次に、議案第 53 号平成 24 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号に

については、県広域連合のシステム更改に合わせて、町が導入している賦課用端末を更新する経費 44 万 1 千円の増額補正で、財源は一般会計からの繰入金で賄っています。次に議案第 54 号平成 24 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号は、保険事業勘定で 3,136 万 4 千円の増額補正で、内容は、介護予防住宅改修費 200 万円、介護相談員報償費 7 万 2 千円、介護保険事業運営基金積立金 2,091 万 4 千円、前年度事業の確定による国県等への返還金 837 万 8 千円の増額であります。財源は介護保険料、国県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金、繰越金で賄っています。いずれも適正な補正がなされており、よって補正予算 3 件は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論、採決については 1 件ずつ行います。議案第 52 号平成 24 年度砥部町一般会計補正予算第 2 号について討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第 52 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第 52 号平成 24 年度砥部町一般会計補正予算第 2 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 53 号平成 24 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号について討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第 53 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第 53 号平成 24 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 54 号平成 24 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号について討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第 54 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第 54 号平成 24 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 55 号平成 24 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第 2 号について討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第 55 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第 55 号平成 24 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第 2 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 56 号平成 24 年度砥部町水道事業会計補正予算第 2 号について討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第 56 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第 56 号平成 24 年度砥部町水道事業会計補正予算第 2 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第 8 陳情第 3 号 銚子ダムの維持管理費用について

### （産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 日程第 8 陳情第 3 号銚子ダムの維持管理費用についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） ご報告申し上げます。産業建設常任委員会に付託されました陳情第 3 号銚子ダムの維持管理費用について、審査の結果をご報告申し上げます。本陳情の内容は、銚子ダム建設費の償還が終わる平成 25 年度以降のダムの維持管理費用について、農業情勢を取り巻く厳しい環境の中、農家だけで負担することは困難であるため、引き続き町から支援を願いたいという要望であります。審査にあたっては、砥部町土地改良区の前田理事長に出席をしていただき、要望の対象施設の概要や平成 25 年度以降の施設管理費の収支見込み等

について説明を受けました。要望の対象施設はダム本体及び幹線水路であり、各ブロックの末端施設は含まれておりません。このダム本体及び幹線水路の維持管理に年間 650 万円の経費が見込まれていますが、農家からの賦課金収入は、今後は廃園部分には賦課しない方針のため、賦課対象面積がこれまでの 290ha から 130ha に減少し、130ha にこれまでと同様の 1 反あたり 2 千円を賦課すると、賦課金収入は年間 260 万円しか見込まれません。この経費は 650 万円と収入 260 万円の差額 390 万円が不足することになるため、町からの支援を願いたいというものであります。一部委員から、将来の銚子ダムの目的外利用の可能性についての質問があり、これに対して町側から、現時点では国や県に多目的利用についての相談は出来ないが、今後はどういう方法がとれるか、関係者が相談しながら検討していかなければならないと思っているとの説明がありました。質疑の後、各委員の意見を求めたところ、「採択すべき」という意見と「継続審査とすべき」という意見がありましたが、「採択すべき」が多数を占め、よって陳情第 3 号は採択すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。1 番佐々木隆雄君。

○1 番（佐々木隆雄） 先ほどの報告の中にも農業情勢の非常に今後も厳しいよというふうな指摘もされてたと思いますが、130ha がさらに減ってくるというふうなことも考えられるのかなというふうに思うんですね。そうなった場合に、今後どういうふうに考えていったらいいのか、その辺については、委員長、いかがお考えでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） 佐々木議員のご質問でございます。これは前田理事長が委員会の時におっしゃいました。辞める方や高齢で病院生活という方からは、なかなか求められないと、農家負担を上げざるを得ないと思っていると。上げながら将来的にはまた町にもお願いしなければならないという形になってくるであろうと、そういう予測がおっしゃいましたので、ご報告します。

○議長（政岡洋三郎） 他にございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

陳情第 3 号の採決を行います。陳情第 3 号に対する委員長の報告は採択です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、陳情第 3 号銚子ダムの維持管理費用については、採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第9 発議第2号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書提出について
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 日程第9発議第2号地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書提出についてを議題とします。本案について、説明を求めます。6番山口元之君。

○6番（山口元之） 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書提出について。上記の議案を、別紙のとおり砥部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。平成24年9月21日提出、砥部町議会議長 政岡洋三郎様。提出者山口元之、賛成者森永茂男、同中島博志。提案理由、山村地域の市町村が、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に主体的、総合的に取り組むための恒久的かつ安定的な財源が必要なため、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書を提出するものである。裏側の資料になるんですが、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書。地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。また、我が国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務付けられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保するとしている。このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入される一方、「森林吸収源対策など地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成24年度税制改正大綱」において、「平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされている。もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的、総合的に実施することが不可欠である。しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落、低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的かつ安定的な財源が大幅に不足している。よって、下記事項の実現を強く求めるものである。記、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ「地球温暖化対策のための税」の一定割合を森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成24年9月21日、愛媛県砥部町議会。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。発議第2号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、発議第2号地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書提出については可決されました。



日程第10 議員派遣について

○議長（政岡洋三郎） 日程第10議員派遣についてを議題とします。おはかりします。

11月6日に香川県高松市のアルファあなぶきホールで開催される第53回四国地区町村議会議長会研修会に全議員を派遣することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[異議なし]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、全議員を派遣することに決定しました。

おはかりします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、次期定例会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会に、それぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長あいさつをお願いします。中村町長。

○町長（中村剛志） 閉会に当たり、一言お礼を申し上げます。議員の皆さまには、9月12日から本日までの10日間に渡り、連日終始熱心にご審議をいただき、継続審議となりました決算認定と剰余金の処分を除き、議案をご議決くださいましたことに対しまして、心から御礼を申し上げます。私も議員の皆さまも、任期が残り5カ月を切りました。これから25年度予算の編成時期を迎えますが、引き続き健全財政を堅持するため、努力してまいり所存でございますので、議員の皆

さまの一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。朝夕涼しくなり、寒暖の差が激しい季節となって参りました。議員の皆さまには、お身体にご自愛のうえ、町政の進展、地域の発展に、より一層のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（政岡洋三郎） 以上をもって、平成 24 年第 3 回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前 10 時 13 分

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員

資料

発議第 2 号

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」
の構築を求める意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり砥部町議会会議規則第 14 条第 1 項及び
第 2 項の規定により提出します。

平成 24 年 9 月 21 日提出

砥部町議会議長 政岡 洋三郎 様

提出者 山口 元之

賛成者 森永 茂男

〃 中島 博志

提案理由

山村地域の市町村が、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に主体的・総合的に取り組むための恒久的かつ安定的な財源が必要なため、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書を提出するものである。

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」
の構築を求める意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務付けられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保するとしている。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入される一方、「森林吸収源対策など地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成24年度税制改正大綱」において、「平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的かつ安定的な財源が大幅に不足している。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ「地球温暖化対策のための税」の一定割合を森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月21日

愛媛県砥部町議会

提出先 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣
国家戦略担当大臣・農林水産大臣・環境大臣・経済産業大臣